

# かごしま トラック情報

**2019 SPRING 4  
No.477**

# Kagoshima truck information



「せんすいかんトラック」 平成30年度 「夢のあるトラック」 絵画コンクール 1年生部門 最優秀賞 霧島市立天降川小学校 金丸めいかさん

主な内容

卷頭

(公社)鹿児島県トラック協会平成31年度事業  
計画重点事項  
平成31年度助成事業のご案内

# TOPICS

## 平成30年度第4回人財・広報特別委員会 平成30年度第8回正副会長会

お知らせ掲示板

# 商法の改正に伴う標準貨物自動車運送約款 等の改正のお知らせ

## 標準引越運送約款の改正のお知らせ など

情報ボックス

トラック関与の交通事故連続発生!  
近代化基金融資公募のご案内  
中小企業大学校受講促進制度のご案内 など

公益社団法人

鹿児島県トラック協会 <http://www.kta.jp>

〒891-0131 鹿児島市谷山港二丁目4-15 ☎099-261-1167 E-mail / kentora@kta.jp

## 鹿児島県トラック協会定時社員総会のご案内

平成 31 年度定時社員総会を下記のとおり開催いたします。  
会員事業者の皆様のご出席をお願いいたします。

- 1. 日 時 平成 31 年 6 月 12 日 (水)**  
**13 時 30 分 開会**
- 2. 場 所 鹿児島サンロイヤルホテル 太陽の間**  
**鹿児島市与次郎 1-8-10**  
**TEL : 099-253-2020**

※正式な案内文書は後日送付いたしますので、多数のご出席をお願いします。

## 陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部 通常総会のご案内

平成 31 年度通常総会を下記のとおり開催いたします。  
会員事業者の皆様のご出席をお願いいたします。

- 1. 日 時 平成 31 年 6 月 12 日 (水)**
- 2. 場 所 鹿児島サンロイヤルホテル**  
**鹿児島市与次郎 1-8-10**  
**TEL : 099-253-2020**

※正式な案内文書は後日送付いたしますので、多数のご出席をお願いします。

# かごしま トラック情報

2019  
SPRING 4  
No.477

## CONTENTS

### 巻頭

(公社)鹿児島県トラック協会平成31年度事業計画重点事項	2
平成31年度助成事業のご案内	6
荷主とトラック運送事業者のための長時間労働対策セミナーを開催しました	10

### TOPICS

平成30年度第4回人財・広報特別委員会	11
平成30年度第8回正副会長会	
平成30年度第9回正副会長会及び第4回総務委員会合同会議	
平成30年度第5回理事会	12
平成30年度鹿児島県貨物自動車運送適正化事業連絡会議	
第24回鹿児島県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会	
平成30年度第2回運行管理者試験が実施される	13
セフティ会より寄付金を贈呈	
維新150「セーフティ・チャレンジ交通安全コンテスト」が終了	

### お知らせ掲示板

商法の改正に伴う標準貨物自動車運送約款等の改正のお知らせ	14
標準引越運送約款の改正のお知らせ	15
トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン(解説書)のご案内	16
特殊車両通行許可証の電子媒体による携行について	24
基準緩和自動車の認定要領についての一部改正等のお知らせ	26
制限外積載許可における許可期間の延長等のお知らせ	28
重要物流道路制度について	
天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典に係るテロ対策徹底のお願い	29
融雪出水期における防災態勢の強化のお願い	
第5回かごしまの風と光とナポリ祭に伴う交通規制のお知らせ	
東九州自動車道及び九州中央自動車道の夜間通行止めのお知らせ	30
全ての座席におけるシートベルトの着用のお願い	32
事業用トラックドライバー研修テキスト変更のお知らせ	34
2019「セーフティ・チャレンジ交通安全コンテスト」参加チームの募集	35
鹿児島県信用保証協会からのお知らせ	36

### 情報ボックス

トラック関与の交通事故連続発生!	37
近代化基金融資公募のご案内	38
中小企業大学校講座受講促進助成制度のご案内	42
入退会紹介	44

### 適正化だより

平成31年度2月 巡回指導結果	45
-----------------	----

### Gマークだより

支部・部会だより	46
----------	----

### 支部・部会だより

支部・部会開催状況	56
-----------	----

### 資料データ

過積載違反の取締り状況・苦情内容	58
鹿児島県内における交通事故の発生状況	59
軽油価格調査報告	60

協会の動き(平成31年3月)	61
----------------	----

お知らせカレンダー(平成31年4月)	62
--------------------	----

鹿児島県トラック協会年間行事予定表	63
-------------------	----

### 陸災防情報

平成31年度「安全衛生標語」募集のご案内	64
厚生労働省冊子「重大な労働災害を防ぐためには」のご案内	65
平成30年度第4回陸災防鹿児島県支部理事会	66
労働災害防止推進委員会	
鹿児島県内における労働災害の発生状況(2月末現在)	67

コミュニケーション広場	68
-------------	----

# (公社)鹿児島県トラック協会 平成31年度事業計画重点事項

## 1. 公益目的事業 140,944千円

### (1)活動支援事業 3,545千円

- 各支部及び各専門部会の定例会において経済状況の変化、情報の共有化、行政からの通達事項の周知、事業者間の情報交換を実施する。
- (公社)全日本トラック協会が主催する全国の事業者が集う「全国トラック運送事業者大会」の分科会、セミナーへ当協会会員事業者が参加することで、全国の貨物自動車運送事業者が抱えている問題や実態を把握し、当協会の各支部及び各専門部会において鹿児島県での問題点を含めた対策を協議する。

### (2)地方適正化事業 4,084千円

- 巡回指導で、新規事業者や特に指導を必要とする事業所を優先的に巡回し、事業者評価が厳正・公平になされるよう適正化事業の推進の充実に努める。
- 巡回パトロールを通じ、輸送秩序を阻害する行為の防止対策を積極的に推進する。
- 適正化事業指導員専門研修、九州・沖縄ブロック適正化指導員研修会等に参加し、指導員の資質向上に努める。
- 過積載防止対策連絡会議に参画し、10月の過積載絶滅運動の取組みについて協議するとともに、ポスターを作成し、会員事業者、荷主団体、行政機関に配布する。
- 「貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)」のさらなる普及・拡大に努め、本年度もステッカー配布とともにラッピングトラックを導入し、「走る広告塔」として広く県民に周知、広報を行う。Gマークの取得率アップと安全意識の向上を目的とした説明会を開催するとともに、支部・部会における説明会及び事業者からの個別相談に対応する。

### (3)労働・安全対策事業 48,829千円

- 高齢者の事故防止を図るため、高齢者ふれあいトラック交通安全教室を実施する。
- ドライバーの安全意識や運転技能向上のための研修助成と、ドライバー育成及び技術向上のための免許取得に要した費用の一部助成を行う。
- トラックドライバー・コンテスト鹿児島県大会を開催し、成績優秀者を全国大会へ推薦する。
- セーフティ・チャレンジ交通安全コンテストへの参加を促進し、鹿児島県の交通事故防止を図る。
- 各種交通安全運動への積極的参加やポスターを作製し、会員事業者へ配布を行い、交通事故防止を図る。また、ドライブレコーダーを装着していることを表示するステッカーを作製し、配付する。
- 新入学児童へ交通安全グッズを贈呈し、トラック輸送の理解と交通安全意識の啓発を図る。
- 会員事業者を対象とした社会保険労務士による労務相談を無料で実施する。
- 取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するために設置された「トラック運送事業における取引環境・労働時間改善鹿児島県地方協議会」に参画する。  
また、会員及び荷主に「働き方関連法」を周知するため、国等による「長時間労働対策セミナー」を3地区で開催する。
- (公社)全日本トラック協会が管理・運営する鹿児島トラックステーションについて、施設管理と道路情報や気象情報の提供と運行相談などを行う。
- 各種助成事業を実施する。(安全装置等、ドライブレコーダー機器、アルコール検知器、適性診断機器及び診断料、運転記録証明、運行管理者等一般講習、突発性運転不能傷害疾患予防対策、健康増進機器等)

### (4)環境・エネルギー対策事業 5,875千円

- 県内の市町村と連携して次世代に繋がる植樹活動を行い、森林の育成を図るとともに、海域の藻場造成を行い、地球温暖化対策を図る。
- 環境との共存を目指すため、菜の花エコプロジェクト活動に取組んだ結果などを鹿児島県内の小学生を対象に出前講座を行う。
- エコドライブ意識高揚のため「ベストエコドライブ・コンテスト」を実施する。
- 「かごしま環境パートナーズ協定」に基づき、鹿児島県、鹿児島市等が取組む環境対策協議会や植樹事業等へ参画する。
- 産業廃棄物の不法投棄の早期発見と拡大防止対策を実施する。
- 各種助成事業を実施する。(環境対応車、EMS用機器、エコタイヤ、アイドリングストップ支援機器、グリーン経営認証制度)

## (5)消費者対策事業 1,251千円

- 引越管理者講習を実施する。
- 貨物自動車運送事業の役割と重要性を周知することを目的に会員事業者及び荷主企業・団体、鹿児島県民を対象とした物流セミナー（時事講演会）を実施する。
- 一般消費者からの相談事業。

## (6)広報対策事業 17,237千円

- 県ト協ホームページ及び広報誌による情報発信を行う。
- トラック輸送産業の果たす重要な役割及び業界の現状と課題について、鹿児島県民や荷主の理解と関心を深めるため、新聞等を通じてPR活動を実施する。
- 若年、女性ドライバー等の確保、定着、育成を目的とした人材確保につながる広報事業として、合同就職面談会の開催やホームページによる求人情報提供などを行う。
- 鹿児島県内の小学生を対象とした「夢のあるトラック」絵画コンクールを実施する。
- トラック輸送の社会的役割や重要性を周知するための「トラックの日」イベントや、小学生を対象としたトラック運送事業を紹介するイベントに参加する。

## (7)緊急輸送対策事業 812千円

- 防疫資材の緊急輸送に関する協定の締結と緊急輸送体制の確立。
- 緊急・救援物資等輸送に関する協定に基づき鹿児島県総合防災訓練、桜島火山爆発総合防災訓練等へ参加する。

## (8)経営・近代化促進事業 15,097千円

- 事業後継者、青年経営者・女性経営者を育成するための研修事業等を実施するとともに、運送業界の地位向上に寄与する。
- 幹部・管理者等に対する資質向上を目的としたリーダー研修を実施する。
- 中小企業大学校受講に対する受講料の助成を行う。
- 中継輸送、新幹線物流に関する調査研究で得た情報を基に、具現化のための意見交換会等を行う。
- 小学生・高校生を対象に、物流の重要性を認識してもらうための出前講座を実施する。
- 会員事業者へ情報発信を行うNet-KTA会員ネットワークの利用促進を図る。
- 自家用燃料供給施設設置に関する助成を行う。
- 利子補給事業、近代化基金造成事業及び信用保証料助成事業を実施する。

## (9)負担金事業 44,214千円

- (公社)全日本トラック協会への出捐事業

## 2. 収益事業 1,906千円

### (1)斡旋販売事業 1,906千円

## 3. その他事業（相互扶助等事業） 7,507千円

### (1)支部・部会活動事業 1,311千円

- 輸送サービスの改善を図るため、荷主セミナーを通じ荷主との意見交換を実施する。
- 輸送サービスの改善を図るため、労働安全セミナーを通じ職場の労務管理に対する意識の高揚、労務体制の充実、過労運転・飲酒運転による重大事故防止対策を講じる。

### (2)福利厚生事業 5,246千円

- 会員事業者の従業員に対する福利厚生（スポーツ大会）の実施及び助成

### (3)表彰事業 950千円

- 貨物自動車運送事業における安全対策を講じ、事故防止対策に努め、社会的地位の向上に貢献した個人及び県ト協会員事業者に対する表彰事業の実施

## 4. 投資活動 19,226千円

- 近代化基金融資のための基金積立てなどの投資

※平成31年度事業計画及び収支予算は、3月20日開催の平成30年度第5回理事会にて承認されました。なお、事業計画及び収支予算の詳細については、鹿児島県トラック協会ホームページの協会概要をご覧ください。

平成 31 年度の新規事業や見直し等を行う主な事業概要は次のとおりです。

## ○人材確保対策

### ・合同就職説明会

会員事業者の労働力確保を目的とした合同就職説明会を開催し、トラック運送業界への就職を希望している求職者の採用につなげる。

【開催日】未定 【場所】鹿児島市内の公共施設

### ・県ト協版求人サイト

会員事業者の求人活動をサポートするため、県ト協版の求人サイトの作製と運営を行う。

◆県ト協 HP での会員事業者の求人情報の掲載

◆ハローワークインターネットサービス及び会員事業者 HP へのリンク

## ○Gマーク取得対策

### ・Gマーク取得目標

Gマーク取得について、年度目標を設定して取り組むこととなり、平成 31 年度は、認定率 36% を目標に取り組む。(5両未満を除く)

なお、下記の事業者については、目標年度を設定して取得に努める。

- |                        |              |
|------------------------|--------------|
| ① 協会本部役員の事業所           | (平成 31 年度まで) |
| ② 支部及び部会役員の事業所         | (平成 32 年度まで) |
| ③ 車両数 50両以上の事業所        | (平成 32 年度まで) |
| ④ 全支部 30%以上の事業所        | (平成 32 年度まで) |
| ⑤ 部会取得率 H29 年度比 20%アップ | (平成 31 年度まで) |

### ・適正化事業説明会の開催

新規許可事業者及び直近の巡回指導の評価が低い、D 及び E の事業所を対象とした適正化事業説明会を年 2 回開催し、当該事業所の自立的な改善を促進する。

また、事業者のレベルアップを図ることにより、Gマーク取得可能な事業所の育成に取り組む。

【開催日】平成 31 年 6 月・11 月（予定） 【場所】鹿児島県トラック研修センター

### ・Gマーク取得事業者への助成事業の優遇措置の充実

Gマーク取得の推進を図るため、取得事業者に対して助成事業の優遇措置（インセンティブ）を充実することとした。

詳しくは、助成事業一覧（P6～9）又は Gマークだより（P55）に記載しています。

## ○地区で行うセミナー・講習会

### 2019 年度安全性評価事業（G マーク）事前説明会

- ・鹿児島地区 【平成 31 年 4 月 18 日（木）】
- ・大隅地区 【平成 31 年 4 月 23 日（火）】
- ・北薩地区 【平成 31 年 4 月 24 日（水）】

### 交通労働災害防止担当管理者等研修会（G マーク加点対象研修）

- ・鹿児島地区 【平成 31 年 6 月 21 日（金）】
- ・大隅地区 【平成 31 年 6 月 26 日（水）】

### 追突事故防止マニュアル活用セミナー（G マーク加点対象研修）

- ・鹿児島地区 【平成 31 年 9 月 20 日（金）】
- ・大隅地区 【平成 31 年 9 月 21 日（土）】

### 過労死等防止・健康起因事故防止セミナー（G マーク加点対象研修）

- ・鹿児島地区 【平成 31 年 11 月 15 日（金）】
- ・北薩地区 【平成 31 年 11 月 14 日（木）】

### 荷主とトラック運送事業者のための長時間労働対策セミナー

- ・鹿児島地区
- ・北薩地区
- ・大隅地区

### 2020 年度申請に向けた説明会（安全性評価事業説明会）

- ・鹿児島地区
- ・北薩地区
- ・大隅地区

# 平成31年度助成事業のご案内

平成31年度の助成事業は、下記のとおりです。

詳細は、後日ホームページに掲載予定です。労働・環境課又は経理課へお問合せください。

## 平成31年度【労働・安全対策事業】

区分	助成項目		助成額 (単位:円)	31予算額 (単位:千円)	備考
労働・安全対策事業	安全装置等導入促進助成金	全ト協助成対象機器	20,000	1,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器価格(税抜)の1/2 (上限2万円)</li> <li>・1事業者10台まで(*Gマーク認定事業者20台まで)</li> <li>・側方視野確認支援装置 (車両総重量7.5トン以上の事業用トラックの左側に側方カメラを装着した場合に限る。)</li> <li>・後方視野確認支援装置と側方視野確認支援装置両機能の一体型の対象機器 機器価格(税抜)の1/2 (上限4万円)</li> </ul>
		上記以外の対象機器 (後方視野確認・側方視野確認支援装置)	3,000	200	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1台あたり取得価格(税抜)の1/2 (上限3千円)</li> <li>・1事業者10台まで</li> </ul>
	衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金	全ト協助成対象 (型式)機器 (*国の「事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援)」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。)	100,000	1,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中型車 (*総重量3.5トン以上、8トン未満の事業用トラック)のみ対象</li> <li>・1事業者3台まで(*Gマーク認定事業者6台まで)</li> <li>・1台あたり装置取得価格の1/2 (上限10万円)</li> <li>*中小企業事業者に限る。 (資本金3億円以下、常時使用する従業員の数300人以下)</li> </ul>
労働・安全対策事業	ドライプレコード機器導入促進助成金	全ト協選定機器 ・運行管理連携型	5,000	750	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1台あたり取得価格(税抜)の1/2 上限5千円</li> <li>・登録台数(除く:被けん引車)の30%まで</li> <li>*ただし、登録台数(除く:被けん引車) 30台以下の事業者については、1事業者10台(上限)まで</li> </ul>
		全ト協選定機器 ・標準型 ・簡易型	3,000	400	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1台あたり取得価格(税抜)の1/2 (標準・簡易型 上限3千円・以外の機器 上限2千円)</li> <li>・登録台数(除く:被けん引車)の30%まで</li> <li>*ただし、登録台数(除く:被けん引車) 30台以下の事業者については、1事業者10台(上限)まで</li> </ul>
		上記以外の機器	2,000	200	
	アルコール検知器増強導入促進助成金		20,000	300	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入またはリース費用の1/2</li> <li>・1事業者上限2万円</li> </ul>
	適性診断機器導入助成金		50,000	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入費用(税抜)の1/2</li> <li>・1事業者1セットまで・上限5万円</li> </ul>
	コボレーションシート導入助成金		30,000	200	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入費用の1/2 (税抜)(※ダンプのみ)</li> <li>・1事業者上限3万円</li> </ul>
貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金	安全運転研修等	(特別研修) 全ト協指定研修施設のみ (安全運転中央研修所、ONGA・MIYUKI等)	各研修機関の受講料参照	1,800	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講料の7割助成 (残り3割及び交通費等は、各社負担)</li> <li>*ただし、Gマーク認定事業所は、全額助成(交通費等各社負担)</li> </ul>
		ドライビングアカデミー ONGA (1泊2日)	24,000	340	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講料(4万8千円)の一部助成(2万4千円)</li> <li>*ただし、Gマーク認定事業所は、3万4千円助成(交通費等は、各社負担)</li> </ul>
		ドライビングアカデミー MIYUKI (1泊2日)	20,000		<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講料(4万円)の一部助成(2万円)</li> <li>*ただし、Gマーク認定事業所は、2万8千円助成(交通費等は、各社負担)</li> </ul>
	初任運転者等研修	県ト協(指定)【半日】 マジオDS 空港DS	10,000	1,134	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講料(15,120円)の一部助成(1万円)</li> <li>*ただし、Gマーク認定事業所は、全額助成(交通費等は、各社負担)</li> </ul>
		県ト協(指定) マジオDS ドライビングアカデミー MIYUKI	4,000	700	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講料(9,450円)の一部助成(4千円)</li> <li>*ただし、Gマーク認定事業所は、6千円助成(交通費等は、各社負担)</li> </ul>
	事故・違反運転者研修	県ト協(指定) マジオDS	5,000	100	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講料(34,000円)の一部助成(5千円)</li> <li>*ただし、Gマーク認定事業所は、1万円助成(交通費等は、各社負担)</li> </ul>
運転免許取得助成金		大型免許	80,000		<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員が負担した免許取得費用(税抜)の1/2</li> <li>*ただし、Gマーク認定事業者については、</li> </ul>
		大型免許 (限定解除含む。)	40,000		<ul style="list-style-type: none"> <li>大型免許 上限10万円</li> <li>大型免許(限定解除含む。) 上限5万円</li> </ul>
		けん引	40,000		<ul style="list-style-type: none"> <li>けん引免許 上限5万円</li> <li>中型免許(限定解除含む。) 上限5万円</li> </ul>
		中型免許 (限定解除含む。)	40,000	8,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>準中型免許 上限5万円</li> <li>準中型免許(限定解除) 上限3万円</li> <li>・1事業者2名まで</li> </ul>
		準中型免許	40,000		<ul style="list-style-type: none"> <li>*ただし、Gマーク認定事業者については、3人目から</li> </ul>
		準中型免許 (限定解除)	25,000		<ul style="list-style-type: none"> <li>上記助成額の半額とし、1事業者5人(上限)までとする。</li> <li>*ただし、高等学校の新卒者の準中型免許取得(普通免許を併せて取得する場合は、普通免許取得の費用を除く。)については、1事業者あたりの上限は設けない。</li> </ul>

は Gマーク取得事業者への優遇のある助成事業です。

### 平成31年度【労働・安全対策事業】

区分	助成項目		助成額 (単位:円)	31予算額 (単位:千円)	備考
労働・安全対策事業	睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査等助成金（精密検査含む。） ※事前申請が必要です。（精密除く。）	一次・二次検査	5,000	1,500	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録台数(除く:被けん引車) 50台以上の場合 1事業者30名まで(*Gマーク認定事業者50名まで)</li> <li>登録台数(除く:被けん引車) 20～49台未満の場合 1事業者20名まで(*Gマーク認定事業者30名まで)</li> <li>*ただし、登録台数(除く:被けん引車) 20台未満の場合は、登録台数(除く:被けん引) まで</li> </ul>
		精密検査	10,000	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>精密検査費用 上限1万円</li> <li>1事業者2名まで</li> </ul>
	健康診断助成金（定期健康診断）	定期健康診断	1,500	3,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録台数(除く:被けん引車) 50台以上の場合 1事業者上限30名まで</li> <li>登録台数(除く:被けん引車) 15～49台未満の場合 1事業者上限15名まで</li> <li>*ただし、登録台数(除く:被けん引車) 15台未満の場合は、登録台数(除く:被けん引)まで</li> </ul> <p>【共通】 常時選任運転者1人あたり 上限1,500円(1につき年度1回のみ)</p>
	血圧計導入促進助成金	全ト協助成対象機器 全自动血圧計(業務用)	50,000	1,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得価格(税抜)の1/2 上限5万円</li> <li>1事業所1台まで</li> <li>*中小企業事業者に限る。(資本金3億円以下、従業員300人以下)</li> </ul>
	脳ドック・心臓ドック検査	脳ドック・心臓ドック検査	10,000	200	<ul style="list-style-type: none"> <li>1事業者2名まで</li> </ul>
	てんかん検査	てんかん検査	5,000		<ul style="list-style-type: none"> <li>1事業者2名まで</li> </ul>
	適性診断受診助成金	一般診断	1,150	2,714	<ul style="list-style-type: none"> <li>2,300円の半額助成(1,150円) (上限:1事業者登録車両数1.2倍まで)</li> </ul>
		初任診断	1,150	1,403	<ul style="list-style-type: none"> <li>4,700円の一部助成(1,150円)</li> </ul>
		適齢診断	1,150	243	<ul style="list-style-type: none"> <li>4,700円の一部助成(1,150円)</li> </ul>
	運転経歴証明書申請助成金	運転記録証明書	630	5,500	全額助成 1事業者登録車両数1.2倍まで
	運行管理者等一般講習受診助成金	一般講習	3,100	3,600	全額助成
	セーフティ・チャレンジ 交通安全コンテスト参加助成金	参加費	1,650	660	1チームあたり参加費の一部助成(1,650円)

### 平成31年度【環境・エネルギー対策事業】

環境・エネルギー対策事業	環境対応車導入促進助成金 ※事前申請が必要です。	天然ガス車	2トン 234,000 4トン 600,000	386	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体(CNG・ハイブリッド)を通して1事業者1台まで (*Gマーク認定事業者2台まで)</li> <li>2トン 234,000円 / 4トン 600,000円(*H30年度助成額)</li> <li>*国の定める価格差によって変更になる場合があります。</li> </ul>
		ハイブリッド車	2トン 193,000 4トン 431,000		<ul style="list-style-type: none"> <li>全体(CNG・ハイブリッド)を通して1事業者1台まで (*Gマーク認定事業者2台まで)</li> <li>2トン 193,000円(*H30年度助成額)</li> <li>4トン 431,000円(〃)</li> <li>*国の定める価格差によって変更になる場合があります。</li> </ul>
	EMS用機器導入促進助成金	全ト協選定機器	10,000	500	<ul style="list-style-type: none"> <li>1事業者 5台まで</li> </ul>
	アイドリングストップ支援 機器導入助成金	(全ト協助成対象機器) エアヒータ・車載バッテリー式冷房装置	60,000	120	<ul style="list-style-type: none"> <li>(全ト協助成対象機器)</li> <li>機器取得価格(税抜)の1/2 (上限6万円)</li> <li>1事業者1台まで (*Gマーク認定事業者2台まで)</li> </ul>
			蓄冷クーラー	20,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>(県ト協)・購入費用(税抜)の1/2 (上限2万)</li> <li>1事業者2台まで</li> </ul>
		蓄熱マット(ベット) 電気毛布	5,000	200	<ul style="list-style-type: none"> <li>(県ト協)購入費用(税抜)の1/2 (上限5千円)</li> <li>(マット・毛布)を含めて枚(台)数は登録台数(除く:被けん引)の30%以内</li> <li>*ただし、1事業者10枚まで</li> </ul>
	エコタイヤ導入促進助成金		1,000	1,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>1本あたり 1,000円</li> <li>1事業者 50本まで</li> </ul>
	グリーン経営認証制度促進助成金	新規認証 更新認証	30,000 20,000	400	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規認証及び更新認証あわせて 1事業者の申請は、1回のみとする。</li> </ul>

### 平成31年度【経営・近代化促進事業】

経営・近代化促進事業	(*全ト協) 自家用燃料供給施設 整備支援助成事業	新設	1,000,000	2,000	公募期間 2019年8月1日～10月31日(予定) 予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。 ただし、公募期間初日に申請が予算総額を超過した際には、1件あたりの助成金額を減額する場合があり。
		増設	300,000	300	
	中小企業大学校講座受講促進助成金	中小企業大学校の定めた研修	—	398	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期講座：受講料の2/3</li> <li>長期講座：受講料の1/3(全ト協分のみ)</li> <li>* web 研修含む</li> <li>web 研修…中小企業大学校のインターネットを活用した研修</li> <li>■ただし、国、自治体、他団体から受講料の1/3以上の助成を受けた場合、全ト協分のみ(1/3)助成する。</li> </ul>
	信用保証料助成金	信用保証協会 保証料	—	200	1事業者保証料1/2(上限10万)

## 平成31年度は以下の助成事業が変更されていますので、抜粋してお知らせします。

※赤文字は追加、変更箇所を示します。

助成事業	概要	
安全装置等導入促進助成金	(全ト協指定) 対象機器	①後方視野確認支援装置 ②側方視野確認支援装置 ※車両総重量 7.5 トン以上の事業用トラックに装着した場合に限る ③呼気吹き込み式アルコールインターロック装置 ④IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型 アルコール検知器 (G マーク認定事業所に限る)
	(全ト協指定外) 対象機器	後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置
	(全ト協指定) 助成金額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得価格 (税抜) の 1/2 上限 20,000 円</li> <li>・1 事業者 10 台まで (G マーク認定事業者 20 台まで)</li> <li>・後方視野支援装置と側方視野確認支援装置両機能を備えた対象機器の場合取得価格 (税抜) の 1/2 上限 40,000 円</li> </ul>
	(全ト協指定外) 助成金額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 台あたり取得価格 (税抜) の 1/2 (上限 3,000 円)</li> <li>・1 事業者 10 台まで</li> </ul>
	昨年度からの変更点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ト協指定機器の助成額 1 台あたり 20,000 円 ⇒ 取得価格 (税抜) の 1/2 の上限制</li> <li>・G マーク認定事業者に対するインセンティブ付与</li> </ul>
衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金	対象機器	総重量 3.5 トン以上、8 トン未満の事業用トラックへ装着された衝突被害軽減ブレーキ ※新車新規登録の車両 ※国の事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。 ※中小企業事業者に限る。国の助成金との併用は妨げない。
	助成金額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得価格の 1/2 上限 100,000 円</li> <li>・1 事業者 3 台まで (G マーク認定事業者 6 台まで)</li> </ul>
	昨年度からの変更点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・G マーク認定事業者に対するインセンティブ付与</li> </ul>
ドライブレコーダー機器導入促進助成金	対象機器	①運行管理連携型 (全ト協選定) ②標準型 (全ト協選定) ③簡易型 (全ト協選定) ④全ト協選定外の機器
	助成金額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>①は 1 台あたり取得価格 (税抜) の 1/2 (上限 5,000 円)</li> <li>②及び③は 1 台あたり取得価格 (税抜) の 1/2 (上限 3,000 円)</li> <li>④ 1 台あたり取得価格 (税抜) の 1/2 (上限 2,000 円)</li> </ul> <p>【上限台数：①～④共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録台数 (除く：被けん引車) の 30%まで</li> <li>・登録台数 (除く：被けん引車) 30 台以下の事業者は、1 事業者 10 台まで</li> </ul>
	昨年度からの変更点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行管理連携型            全ト協指定 1 台あたり 20,000 円            ⇒ 全ト協選定 1 台あたり取得価格 (税抜) の 1/2 上限 5,000 円</li> </ul>
安全運転研修等	内容	ドライバー等に対する安全教育
	助成金額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ト協指定研修            受講料の 7 割 (ただし、G マーク認定事業所の場合、受講料の全額)</li> <li>・県ト協指定研修            (1 泊 2 日研修) 【ONGA】            受講料 (48,000 円) の一部助成 (24,000 円)            G マーク認定事業所 34,000 円助成            (1 泊 2 日研修) 【MIYUKI】            受講料 (40,000 円) の一部助成 (20,000 円)            G マーク認定事業所 28,000 円助成            (半日研修) 【マジオ・空港自動車学校】            受講料 (15,120 円) の一部助成 (10,000 円)            G マーク認定事業所 全額助成         </li> </ul>
	昨年度からの変更点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ト協指定研修施設 追加 (MIYUKI 等)</li> <li>・1 日研修 廃止 (みゆき学園)</li> <li>・半日研修 廃止 (みゆき学園)</li> </ul>

※赤文字は追加、変更箇所を示しています。

助成事業	概要	
一般運転者等研修	内容	一般運転者等に対する指導指針に基づく教育研修
	助成金額	廃止
	昨年度からの変更点	廃止
運転免許取得助成金	内容	平成 30 年度同様
	助成金額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員が負担した免許取得費用（税抜）の 1/2</li> <li>大型免許 上限 80,000 円 (G マーク認定事業者 上限 100,000 円)</li> <li>大型免許限定解除 上限 40,000 円 (G マーク認定事業者 上限 50,000 円)</li> <li>けん引免許 上限 40,000 円 (G マーク認定事業者 上限 50,000 円)</li> <li>中型免許（限定解除含む）上限 40,000 円 (G マーク認定事業者 上限 50,000 円)</li> <li>準中型免許 上限 40,000 円 (G マーク認定事業者 上限 50,000 円)</li> <li>準中型免許（限定解除）上限 25,000 円 (G マーク認定事業者 上限 30,000 円)</li> <li>・1事業者 2名まで (G マーク認定事業者 上限 5名まで。ただし、3人目から上記助成額の半額)</li> </ul>
	昨年度からの変更点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・G マーク認定事業者に対するインセンティブ付与</li> </ul>
睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査等助成金	内容	平成 30 年度同様
	助成金額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録台数(除く：被けん引車) 50台以上の場合 1事業者 上限 30名 (G マーク認定事業者 50名まで)</li> <li>・登録台数(除く：被けん引車) 20～49台未満の場合 1事業者 上限 20名 (G マーク認定事業者 30名まで)</li> <li>・登録台数(除く：被けん引車) 15台未満の場合 1事業者 上限登録台数まで</li> </ul>
	昨年度からの変更点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・G マーク認定事業者に対するインセンティブ付与</li> </ul>
環境対応車導入促進助成金	内容	平成 30 年度同様
	助成金額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然ガス車 2トン 234,000円／4トン 600,000円(※国の定める価格差によって変更あり)</li> <li>・ハイブリッド車 2トン 193,000円／4トン 431,000円(※国の定める価格差によって変更あり)</li> <li>・全体(CNG・ハイブリッド)を通して1事業者1台まで(G マーク認定事業者 2台まで)</li> </ul>
	昨年度からの変更点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・G マーク認定事業者に対するインセンティブ付与</li> </ul>
アイドリングストップ支援機器導入助成金	(全ト協指定)対象機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エアヒータ</li> <li>・車載バッテリー式冷房装置</li> </ul>
	(県ト協指定)対象機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄冷式クーラー</li> <li>・電気式の毛布、マットまたはベッド</li> </ul>
	(全ト協指定)助成金額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得価格(税抜)の 1/2 上限 60,000 円</li> <li>・1事業者 1台まで (G マーク認定事業者 2台まで)</li> </ul>
	(県ト協指定)助成金額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄冷式クーラー 購入費用(税抜)の 1/2 上限 20,000 円(1事業者 2台まで)</li> <li>・電気式の毛布、マットまたはベッド 購入費用(税抜)の 1/2 上限 5,000 円 (マット・毛布)を含むて枚(台)数は登録台数(除く：被けん引車)の 30%以内 ただし、1事業者上限 10 枚</li> </ul>
	昨年度からの変更点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・G マーク認定事業者に対するインセンティブ付与</li> </ul>
中小企業大学校講座受講促進助成金	内容	平成 30 年度同様
	助成金額等	<p>短期講座：受講料の 2/3          長期講座：受講料の 1/3 (全ト協分のみ)          ※ web 研修含む</p>
	昨年度からの変更点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・web 研修 追加</li> <li>・国、自治体、他団体から受講料の 1/3 以上の助成を受けた場合、全ト協分のみ(1/3)助成</li> </ul>

# 荷主とトラック運送事業者のための 長時間労働対策セミナーを開催しました



## 講師

- |                    |         |
|--------------------|---------|
| ・鹿児島労働局 労働基準部 監督課長 | 恩田 基弘 氏 |
| ・鹿児島労働局 雇用・環境均等室長  | 大庭 直美 氏 |
| ・九州運輸局 自動車交通部 貨物課長 | 江隈 幸弘 氏 |
| ・セイコー運輸 株式会社 総務部長  | 飛松 達也 氏 |



恩田 基弘氏



大庭 直美氏



江隈 幸弘氏



飛松 達也氏

## 内容

### (1) 労働基準法等の改正について【鹿児島労働局】

- ① 時間外労働の上限規制
- ② 年休5日の取得義務化
- ③ 月60時間超の時間外割増賃金の引上げ
- ④ 雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保

### (2) トラック運送事業を取り巻く近年の課題について【九州運輸局】

- ① トラック産業の現状
- ② 自動車運送事業の働き方改革
- ③ トラック事業に関連した安全対策
- ④ 取引環境・労働時間改善のための取り組み
- ⑤ 荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン
- ⑥ 最近の動き

### (3) 荷主の協力による改善事例の報告【セイコー運輸株】

- ① トラック運転者の長時間労働抑制のためのパイロット事業報告

2019年度も開催しますので、是非ご参加ください。



## 平成30年度 第4回人財・広報特別委員会

委員 8 名が出席し、下記事項について協議・報告しました。

### (協議事項)

- ・平成 30 年度事業計画及び事業経過報告について  
 ①県ト協オリジナル求人サイト
- ・平成 31 年度事業計画（案）及び予算（案）について

協議前に、(株)あつまるホールディングス専務執行役員営業統括本部長の青山様、鹿児島支店長の金子様にご出席いただき、「工夫次第で人財は採用出来る 採用・定着セミナーから面談会まで」と題してご講話いただきました。

上記事項について協議を行った結果、平成 30 年度から進めている県ト協版求人サイトの製作については引き続き実施することとし、平成 31 年度で新たに実施する合同就職面談会等の新規事業については、次回の理事会に提出することとなりました。

**月 日** 平成31年2月26日(火)

**場 所** 鹿児島県トラック研修センター



## 平成30年度第8回正副会長会

**月 日** 平成31年3月6日(水)

**場 所** ホテルウェルビューかごしま

正副会長 3 名が出席し、下記事項について協議・報告しました。

### (協議事項)

- ・「平成 30 年度第 9 回正副会長会・第 4 回総務委員会合同会議」及び「平成 30 年度第 5 回理事会」に提出する議題について

上記事項については、次回総務委員会に提出することとなりました。



## 平成30年度第9回正副会長会及び 第4回総務委員会合同会議

**月 日** 平成 31 年 3 月 12 日(火)

**場 所** 鹿児島県トラック研修センター

委員・支部長 12 名が出席し、下記事項について協議・報告しました。

### (協議事項)

- ・平成 30 年度補正予算（案）について
- ・平成 31 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・規程の改正について
- ・平成 30 年度第 5 回理事会に提出する議題について

上記協議事項については、次回理事会に提出することとなりました。



## 平成30年度第5回理事会

月 日 平成31年3月20日(水)

場 所 鹿児島県トラック研修センター

理事 17名・監事 4名・オブザーバー 1名が出席し、下記事項について協議・報告しました。

### (協議・報告事項)

- ・平成30年度補正予算（案）について
- ・平成31年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・規程の改正について
- ・会員の入退会について
- ・各種助成金について
- ・第9回トラック輸送における取引環境・労働時間改善鹿児島県地方協議会について
- ・今後の日程について
- ・委員会報告



上記事項は全て、出席理事全員一致で承認されました。

## 平成30年度鹿児島県貨物自動車運送適正化事業連絡会議

月 日 平成31年3月13日(水)

場 所 鹿児島運輸支局

鹿児島運輸支局 11名、適正化事業実施機関 7名が出席し、下記事項について協議・報告しました。

### (協議事項)

- ・平成30年度適正化事業業務推進状況について
- ・平成31年度適正化事業計画（案）について
- ・運輸局及び運輸支局における監査結果と処分状況について
- ・管内事業用自動車の重大事故発生状況について



適正化事業実施機関から平成30年度の業務推進状況の詳細について説明、報告を行いました。また、平成31年度の事業計画（案）について説明ののち承認されました。

鹿児島運輸支局輸送部門から、トラック運送事業者の監査及び行政処分状況と整備部門からは、重大事故発生状況について説明がありました。

また、相互の連携を密にし、毎月の幹事会の中で情報を共有していくと結びました。

## 第24回鹿児島県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会

月 日 平成31年3月13日(水)

場 所 鹿児島県トラック研修センター

委員 5名、参考人（鹿児島運輸支局）1名が出席し、下記事項について協議・報告しました。

### (協議事項)

- ・平成30年度適正化事業業務推進状況について
- ・平成31年度適正化事業計画（案）について



委員からは、Gマークを貼付したトラックを良く見かけるようなり、更に浸透して業界のイメージアップに貢献してもらいたいとの意見があり、その他、巡回指導における改善状況や引越の分散化についても、様々な意見が交わされました。

また、参考人からは、荷主団体に対してGマーク取得事業者の利用促進の要請を行ったことの報告と引き続きGマーク制度の周知を進めていきたいとの意見がありました。

## 平成30年度 第2回運行管理者試験が実施される

月 日 平成31年3月3日(日)

場 所 鹿児島国際大学

■受験者数

370名

■正答発表日

3月4日(月) ※試験センターホームページにて掲載中

■試験結果発表日

4月2日(火)

試験センターホームページに公表され、試験結果通知書は郵送にて発送。

※合格された方は、合格発表日から3ヶ月以内に運行管理者資格者証の交付申請手続きを行ってください。期限を過ぎると手続きが出来なくなりますので、早めの申請をお願いします。

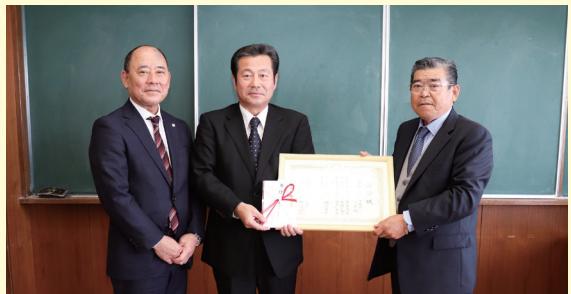


## セフティ会より寄付金を贈呈

月 日 平成31年3月20日(水)

場 所 鹿児島県トラック研修センター

セフティ会の会員から寄付金を募り、公益財団法人鹿児島県交通被災者たすけあい協会へ10万円の寄付金を贈呈しました。



## 維新150「セーフティ・チャレンジ交通安全コンテスト」が終了

■目的

県内の運転免許を有するものがチームを結成して参加し、チーム全員が無事故・無違反を達成することを目標に安全運転を実践するとともに、参加者を通じて広く県民に交通安全意識を浸透させ、交通事故の防止を図ること。

■期間

平成30年5月1日(火)～平成30年9月27日(木)

■参加者

444チーム 2,220名

達成チーム数 366 達成率 82.4%

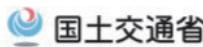
## 商法の改正に伴う標準貨物自動車運送約款等の改正のお知らせ

今般の商法改正（平成31年4月1日 商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行）に伴い、標準貨物自動車運送約款等について所要の改正が行われ、本年3月8日付で公布、同4月1日より施行されます。

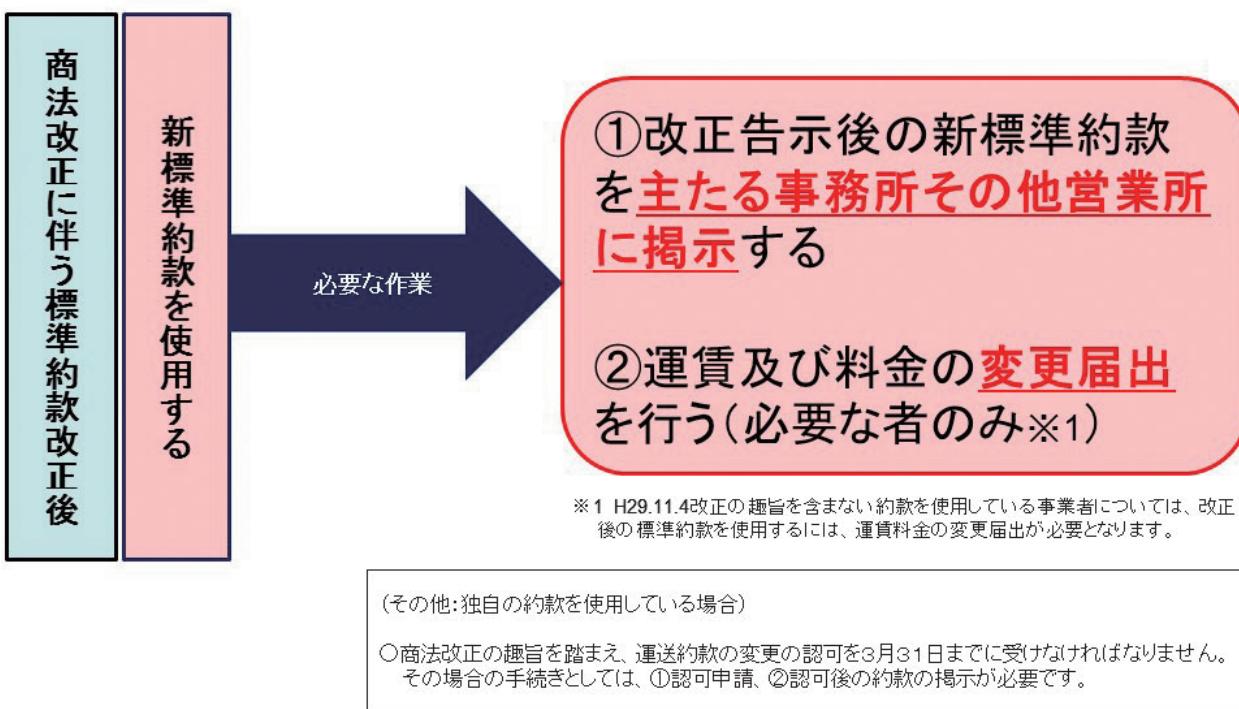
今回の商法改正を反映させた新標準運送約款を使用する場合は、主たる事務所その他の営業所に新標準約款の掲示が必要となります。また、平成29年11月4日改正の趣旨を含まない約款を使用している事業者については、新標準約款を使用するには運賃料金の変更届出が必要となります。一方、独自の約款を使用している場合は、商法改正の趣旨を踏まえ運送約款の変更の認可を3月31日までに受けなければなりません。

詳細は、鹿児島県トラック協会ホームページをご確認ください。

### 標準貨物自動車運送約款等の改正に伴いトラック事業者に行っていただくこと



- 商法改正を反映させた標準運送約款を使用する場合は、新標準約款の掲示が必要です。



※新標準約款:商法改正を反映させた標準貨物自動車運送約款等

### ◆鹿児島県トラック協会ホームページ

HOME > お知らせ > 2019年3月19日 商法の改正に伴う標準貨物自動車運送約款等の改正について

#### 【お問い合わせ】

公益社団法人鹿児島県トラック協会 適正化事業課  
TEL:099-210-9498 FAX:099-262-5500

# 標準引越運送約款の改正のお知らせ

本年3月8日付で標準引越運送約款の改正が公布され、新標準引越運送約款が同4月1日より施行されます。

今回の改正は、商法の改正に伴い実施されるもので、内容について大きな変更はございませんが、若干の追加項目、文言の修正がございました。

今回の改正に伴い、引越運送事業者の皆様に行っていただかなければならないことは下記の「標準引越運送約款の改正に伴い事業者に行っていただくこと」に記載されている2点です。

詳細は、鹿児島県トラック協会ホームページをご確認ください。

標準引越運送約款の改正に伴いトラック運送事業者に行っていただくこと

平成31年4月1日以降

新標準引越運送約款を使用する



- ①新たな標準引越運送約款をお客様に提示する
- ②新たな標準引越運送約款を営業所に掲示する

※1 独自約款を使用する場合は、新しい標準引越運送約款の考え方を盛り込んだ内容の約款を作成し、認可を受ける必要があります。

## ◆鹿児島県トラック協会ホームページ

HOME > お知らせ > 2019年3月19日 商法の改正に伴う標準引越運送約款の改正について

### 【お問合せ】

公益社団法人鹿児島県トラック協会 適正化事業課  
TEL:099-210-9498 FAX:099-262-5500

## トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン(解説書)のご案内

全日本トラック協会が働き方改革関連法の取組事項をまとめた解説書を作成しました。本解説書は全日本トラック協会ホームページからもダウンロードできますので、ご活用ください。

### ◆全日本トラック協会ホームページ

[HOME > 会員の皆様へ > 労働対策 > 働き方改革特設ページ](#)

### トラック運送業界の働き方改革 実現に向けたアクションプラン(解説書) 【概要版】

- 全日本トラック協会では、長時間労働の抑制と職業としての魅力度向上、人手不足対策のための「トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン」を策定しました(2018(平成30)年3月)。
- 本解説書は、アクションプランの中でも、特にトラック運送事業者が早急に取り組むべき事項を具体的に解説します。

#### I. アクションプラン(解説書)の位置付け

- 2018(平成30)年6月、働き方改革関連法が成立し、2019年4月から改正労働基準法が全産業を対象に施行されることとなりました。トラックドライバーについては2024年4月から罰則付きの時間外労働の上限規制が導入されるため、長時間労働が常態化しているトラック運送業界は早急に効果的な長時間労働是正の取り組みを推進しなければなりません。
- トラックドライバーの時間外労働の上限規制導入までの猶予期間は「5年間」です。長時間労働を是正するために、まずはドライバーの勤務実態を正確に把握し、自社の課題を明確にすることが重要です。

#### II. 働き方改革関連法の施行スケジュール

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
労働基準法	時間外労働の上限規制(年720時間)の適用【一般則】	4月1日から適用 (大企業)	4月1日から適用 (中小企業)				
	時間外労働の上限規制(年960時間)の適用【自動車運転業務】	自動車運転業務については、改正法施行後5年後の特例適用までの間、過労死等の防止の観点から、改善基準告示の総拘束時間等の改善について速やかに検討を開始する(衆議院・参議院の附帯決議より)				4月1日から適用	
	月60時間超の時間外割増賃金率引上(25%~50%)の中小企業への適用				4月1日から適用		
	年休5日取得義務化	4月1日から適用					
パートタイム労働法・労働契約法	同一労働同一賃金		4月1日から適用 (大企業)	4月1日から適用 (中小企業)			
			4月1日から適用				
労働者派遣法							

### III. 働き方改革関連法の内容

#### 1. 時間外労働の上限規制～職種により適用開始時期、上限時間が異なります

- 労働基準法では、労働時間を「原則1日8時間、1週に40時間まで」と定めています(法定労働時間)。労使が労働基準法36条に基づく協定を結んでも、法定労働時間を超えて残業が認められるのは、原則月45時間、年360時間であり、労使が特別条項に合意しても年720時間です(一般則)。
- ドライバー(自動車運転業務)は一般則とは別の取り扱いとなり、2024年4月から、年960時間の時間外労働の上限規制が適用されます。

**法定労働時間**

休憩時間を除き 1日8時間・1週40時間 (労働基準法第32条)

**時間外労働時間**

法定労働時間を超えて 働いた時間 いわゆる「残業」

上限規制 年960時間 ← 月平均で80時間 × 12カ月  
(1カ月の上限の規定はなし)

	現行規制	労働基準法 改正の内容
原則	<p>&lt;労働基準法で決定&gt;</p> <p>(1) 1日8時間・1週間40時間</p> <p>(2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能</p> <p>(3) 災害復旧や大雪時の除雪など、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能 (労基法33条)</p>	<p>&lt;同左&gt;</p> <p><b>罰則付き(6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金、強制力あり)となります</b></p> 
36協定の限度	<p>&lt;厚生労働大臣告示&gt;</p> <p>(1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・ただし、臨時的に特別な事情がある場合、延長に上限なし (年6カ月まで) 特別条項</p> <p>(2) ・自動車の運転業務は、(1)の適用を除外 ・別途、改善基準告示により、拘束時間等の上限を規定 (貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の対象)</p> <p><b>運行管理者、事務職、整備・技能職、倉庫作業職等(ドライバー以外)は一般則</b></p> <p><b>ドライバーには特例あり</b></p>	<p>&lt;労働基準法改正により法定：罰則付き&gt;</p> <p>(1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・特別条項がある場合は年720時間 &lt;年720時間の考え方&gt; ①年720時間まで (休日労働含まない) ②一時的に事務量が増加する場合にも上回ることのできない上限を設定 a. 2～6カ月の平均でいずれも80時間以内 (休日労働含む) b. 単月100時間未満 (休日労働含む) c. 原則 (月45時間) を上回る月は年6回を上限 (休日労働含まない)</p> <p>(2) 自動車の運転業務の取り扱い ・施行後5年間 (2024年3月末まで) 現行制度を適用 (改善基準告示により指導、違反があれば処分) ・2024年4月以降 <b>年960時間 (休日労働含まない)</b> ← 月平均80時間 (休日労働含まない) ・将来的には、一般則の適用を目指す</p>  

注) 休日労働:毎週1日の法定休日に労働する時間を指す

# お知らせ掲示板

INFORMATION/

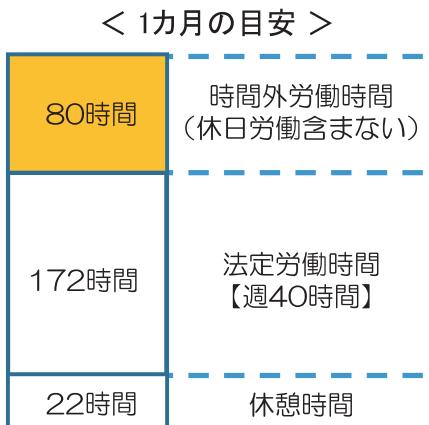
## ポイント解説①

## ～1カ月、どのくらい働くことが可能？～

- ドライバーの時間外労働の上限規制である年960時間は、目安として、1カ月平均では80時間となります。1カ月の上限については規定がありません。例えば、ある月に時間外労働が100時間に達したとしても、他の月の時間外労働を削減する等により、年960時間を超過しなければよいこととされています。

- 1カ月を4.3週、22日勤務、1日1時間休憩とし、時間外労働を80時間行った場合のドライバーの1カ月の拘束時間は、右の図のようになります。

①法定労働時間 1週40時間 × 4.3週 = 172時間  
②時間外労働 960時間(上限) ÷ 12カ月 = 80時間  
③休憩時間 1日1時間 × 22日 = 22時間



## 2. 月60時間超の時間外労働の割増賃金率の引き上げ(25%→50%)

- 2023年4月から、中小企業においても月60時間超の時間外労働への割増賃金率が50%となります。なお、月60時間までの時間外労働への割増賃金率は25%です。

## ポイント解説②

## ～割増賃金率引き上げの影響～

- ケース試算：時給換算1,800円のドライバー。月の労働時間が246時間、内訳は所定労働時間172時間、時間外労働時間74時間。残業手当はいくら増える？



- 上記のようなドライバーが10人いれば63,000円/月、20人いれば126,000円/月のコスト増となります。

## 3. 年5日の年次有給休暇の取得義務付け

- 2019年4月から、年休付与日数が10日以上の労働者を対象に、付与された年休日数のうち5日分について必ず消化されるよう制度化されます(年次有給休暇の時季指定の義務化)。
- なお、労働者が自ら取得した年休日数、会社から労働者へ計画的に付与した年休日数は、義務付けられている5日から控除できます。

## ポイント解説③

## ～年次有給休暇の付与要件～

- 年次有給休暇が付与されるには、雇入れの日から6か月継続勤務以上であること(法定付与日数は、事業場における在籍期間に応じて異なる)、全所定労働日の8割の出勤が必要です。
- パートでも週4日勤務なら勤続3年6カ月以上、週3日勤務なら勤続5年6カ月以上で年休付与日数が10日以上となります。

## IV. 働き方改革の実現に向けた取り組み方策

- 以下の取り組み方策の体系図は、

**1. 労働生産性の向上**

**3. 適正取引の推進**

**2. 運送事業者の経営改善**

**4. 多様な人材の確保・育成**

の4分野について、取り組みの視点や方策を整理したものです。

課題分野	取り組みの視点	具体的な改善対策(キーワード)
1 労働生産性の向上	(1)荷待ち時間・荷役時間の削減	①荷役のパレット化、省力・アシスト機器の活用 ②時間管理の徹底 ③トラック予約受付システムの活用 ④荷主以外の倉庫等の都合による待機時間の削減
	(2)高速道路の有効活用	①適切な運行計画づくり ②高速料金の収受 ③ETC2.0の活用
	(3)市街地での納品業務の時間短縮	①都市内共配の促進 ②共同宅配ボックスの設置利用
	(4)長距離輸送の改革	①中継輸送の3つの方式 ②SA・PAで対面で乗り換え ③営業所を利用した中継輸送 ④ツーマン運行(2人乗務)によるワークシェアリング
	(5)新しい車両技術の導入	①ダブル連結トラック／スワップボディ
2 運送事業者の経営改善	(1)経営基盤の強化	①経営規模の拡大 ②賃金アップを見込んだ原価計算、運賃・料金の設定 ③労働時間削減目標の設定と管理 ④管理スタッフ(事務職)の働き方改革 ⑤トラック協会のセミナー・経営診断等の活用
	(2)ITを活用した運行管理の効率化	①デジタコ等を活用した運行管理、労働時間管理 ②IT点呼 ③運輸統合管理システム

# お知らせ掲示板

INFORMATION/

- 自社の業態、労働実態にあわせて、効果があると考えられる改善方策を早急に実行していきましょう。
- 本概要版では、具体的な改善対策の中で、オレンジ色  にマークされたものについて次頁以降でポイント解説しています。

課題分野	取り組みの視点	具体的な改善対策(キーワード)
3 適正取引の推進	(1)書面化・記録化の推進	①契約の書面化 ②待ち時間の記録
	(2)適正運賃・料金の收受	①再生産可能な運賃の設定 ②新標準運送約款に準拠した料金体系への転換 ③割増運賃、諸料金も適正に收受
	(3)多層化の改善	①公正な取引ルールを知る ②物流特殊指定・下請法
	(4)コンプライアンス経営の強化	①コンプライアンス経営は企業の継続・発展の前提 ②行政処分の強化
4 人材の確保・育成	(1)ドライバーの待遇改善	①給与体系の見直し ②週休2日制の導入・完全実施 ③年次有給休暇の取得促進
	(2)職場・会社の魅力度アップ	①人材確保に賃金アップは大前提 ②女性、高齢者も働きやすい職場・会社づくり ③働き甲斐のある職場・会社づくり
	(3)若年労働力確保に向けた取り組み	①新卒者へのアプローチ

P21、22のポイント解説で取り上げている改善対策 → 

## IV. 働き方改革の実現に向けた取り組み方策

### ポイント解説④ ~荷役のパレット化、省力・アシスト機器の活用~

- パレットは、荷主の出荷施設内だけでの利用だけでなく、流通全体を通して利用(一貫パレチゼーション化)することで効率が高まります。一貫パレチゼーション化は、積み卸し時間の短縮のほか、作業負荷を軽減させてるので、トラック運送業界での女性や高齢者などの多様な人材の活用にも繋がります。
- 一貫パレチゼーションを実現するには、規格の統一、流通するパレットの保有のあり方、回収・返却の仕組み等の課題を解決していくことが必要となります。
- 板パレットの標準規格の代表的なものはT11型パレット(1100mm×1100mmのサイズ)です。この場合、納入先の最寄りのデポへの返却や共同回収のようなシステムが利用できるレンタルパレットを利用することが考えられます。費用負担については発・着荷主と事前に協議することが必要です。

規格の統一

パレット保有の  
あり方

回収・返却の  
仕組み

### ポイント解説⑤ ~高速道路の有効活用と適切な運行計画づくり~

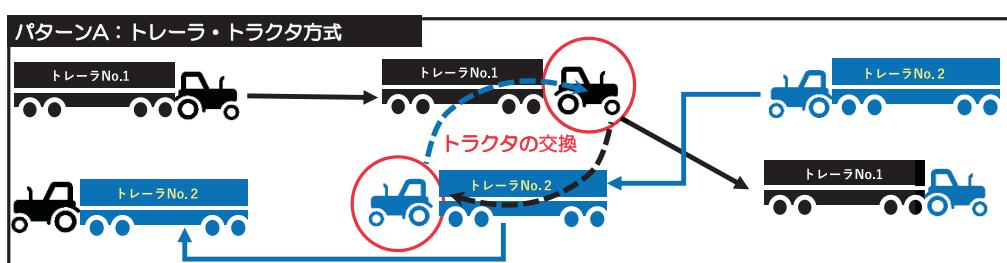
- 高速道路を積極的に活用した運行計画づくりを行うとともに、高速道路を利用する際の車両総重量等の法令遵守や落下物の防止対策の実施、冬期運行の際のチェーン装着等、ドライバーへの運行指示の徹底を図ります。
- 高速道路を活用することにより、時間外手当の削減や運行回転数の向上などの効果が見込まれます。荷主の理解を得て、高速道路利用料金を運賃と別建てで収受することが重要です。

高速道路利用の  
メリット

- 運転時間の短縮～労働時間・拘束時間の短縮
- 運行効率の向上
- 一般道における交通事故の削減
- 燃費の改善、CO<sub>2</sub>削減等の環境改善
- 荷主にとっての納入りードタイムの短縮効果
- 労働時間短縮に伴うドライバーの時間外手当の削減

### ポイント解説⑥ ~中継輸送の3つの方式~

- 中継輸送は、特に長距離輸送の泊付き運行の分野において、労働時間や運転時間の短縮に役立つ対策です。長時間労働となる1つの運行を複数のドライバーでワークシェアするので、ドライバーは自宅での休息の機会が増え、体への負担軽減が期待できます。
- 中継輸送には①トレーラ・トラクタ方式、②貨物積替え方式、③ドライバー交替方式 等の方式があります。下図は①トレーラ・トラクタ方式のイメージです。

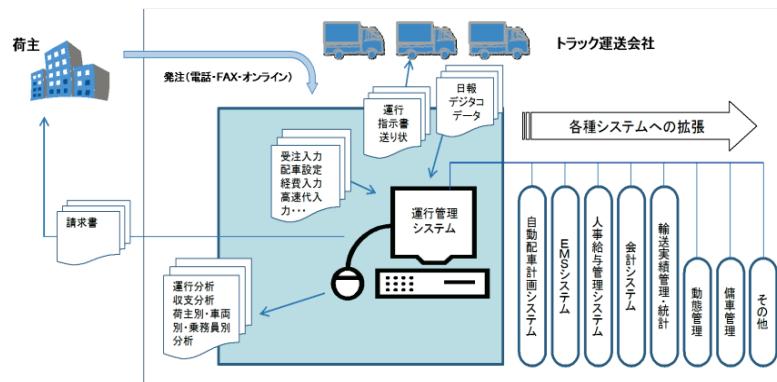


# お知らせ掲示板

INFORMATION/

## ポイント解説⑦ ~デジタコ等を活用した運行管理、労働時間管理~

- デジタコは法定三要素(速度、距離、時間)を記録するだけでなく、運転日報・稼働実績等の帳票の自動作成も行えるので、労務管理を効率化します。加えて、最近は運転評価、燃費管理、エコ対策等を支援する機能も大幅に強化されており、運行管理の効率化や経費削減といった現実的なニーズに対応しています。
- アナタコ義務づけ車両のデジタコへのシフトに加えて、可能であれば全車にデジタコを装着するよう取り組みましょう。
- デジタコと併せて、交通事故の防止や、ドライバーの運転特性の把握に役立つドライブレコーダーも導入しましょう。

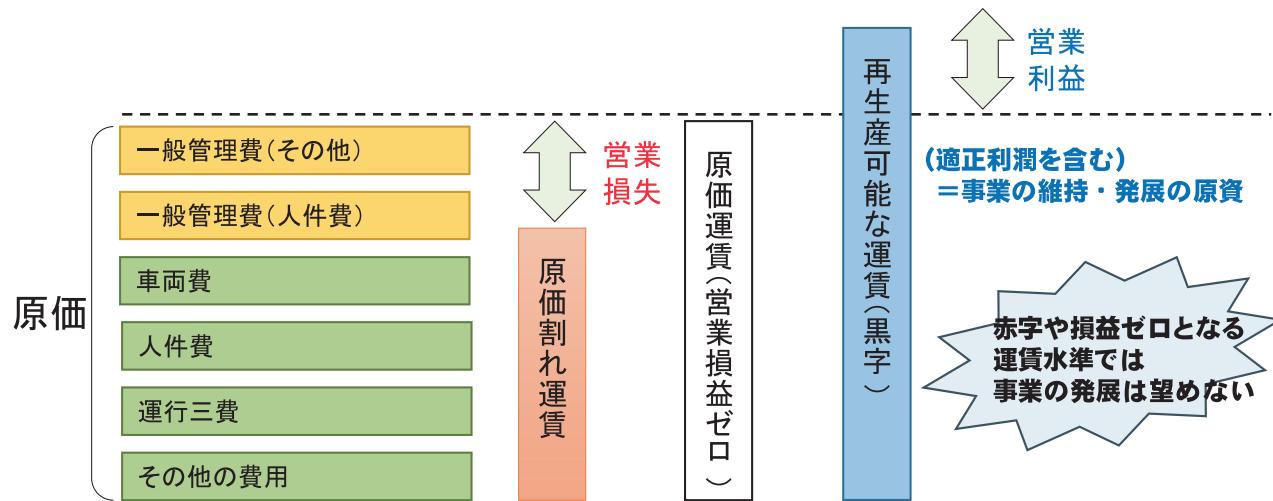


## ポイント解説⑧ ~書面化・記録化の推進~

- 運転時間、拘束時間と密接に関係する運送契約内容の適正化を図るため、運送条件や運賃・料金額等、基本的にすべての取引について書面化を行います。下請運送事業者との間でも基本契約書を交わす等、原則100%の書面化を実施しましょう。
- トラック運送事業者は、義務付けられた車両は当然のこと、それ以外の車両や、さらにはコンテナterminalや卸売市場、営業倉庫などの荷主都合によらない場合も、30分以上の待ち時間が常態化している場合には、可能な限り記録して待ち時間の「見える化」を図りましょう。
- 荷待ち時間の記録は、待機時間料を適切に収受するための交渉データとなります。

## ポイント解説⑨ ~再生産可能な運賃の設定~

- 運賃の設定では、少なくとも全産業平均と同程度の年収を担保できる人件費、法定福利費、納税や再投資等を前提とした原価計算を行い、再生産可能な適正運賃・料金を設定しましょう。
- 原価を賄うだけの運賃では事業の発展は望めません。企業の維持・発展には配当、再投資を行うための利益(適正利潤)の上乗せが必要であり、これを賄うのが「再生産可能な運賃・料金」です。



## V. 助成金・補助金等【平成30年度・抜粋】

分野	内容・目的		名称	窓口	
相談・セミナー	労務管理等に関する課題を専門家に相談する（出張相談会・セミナー実施）		働き方改革推進支援センター	各都道府県の同支援センター	
相談・セミナー	働き方や休み方の見直しに取り組む企業に、専門家が無料でアドバイスや資料提供等の支援を行う		働き方・休み方改善コンサルタント	都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室	
労働時間	時間外労働上限設定コース 勤務間インターバル導入コース 職場意識改善コース（有給取得・残業削減） テレワークコース 団体推進コース	出退勤管理のソフトウェア導入・更新、専門家による業務効率化指導、生産工程の自動化、省力化等に取り組み、成果目標を達成した事業者に対して、その経費を助成	時間外労働上限設定コース	都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室	
			勤務間インターバル導入コース		
			職場意識改善コース（有給取得・残業削減）		
			テレワークコース		
			団体推進コース		
最低賃金	事業場の労働者の最低賃金が千円未満で、この賃金を引き上げ、生産性向上につながる設備投資（教育訓練や経営コンサルティングを含む）を行った場合にその費用を助成		平成30年度業務改善助成金		
IT導入	生産性向上に資するITツール（たとえば車両管理システムなど）を導入するための事業費等の経費の一部を補助（IT導入支援事業者が申請をサポート）		平成29年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業	経済産業省 （（一社）サービスデザイン推進協議会）	
予約システム導入	車両動態管理システム（トラック運送事業者向け）と予約受付システム（荷主向け）を導入し、荷主と共同して荷待ち時間等を削減		トラック・船舶等の輸送部門における省エネルギー対策事業費補助金	国土交通省 経済産業省 （パシフィックコンサルタンツ株）陸上輸送省エネ推進事業事務局）	
予約システム導入	二酸化炭素排出平抑成制3対0策年事業費等補助金	複数の物流事業者・物流施設が共同してバス予約調整システムを導入し、荷待ち時間等を削減	物流分野におけるCO2削減対策促進事業 (情報の共有化による低炭素な輸送・荷役システム構築事業)	環境省 （（一財）環境優良車普及機構（LEVO））	
宅配ボックス活用		宅配ボックスを複数の事業者が共同利用して再配達を削減	物流分野におけるCO2削減対策促進事業 (宅配情報システムネットワーク化推進事業)		
連結トラック導入		連結トラックの導入に要する経費の一部を補助	物流分野におけるCO2削減対策促進事業 (連結トラック導入支援事業)		
スワップボディコンテナ車両導入		積載率向上や中継輸送の促進等に効果的なスワップボディコンテナ車両の導入に要する経費の一部を補助	物流分野におけるCO2削減対策促進事業 (スワップボディコンテナ車両導入支援事業)		

トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン（解説書）

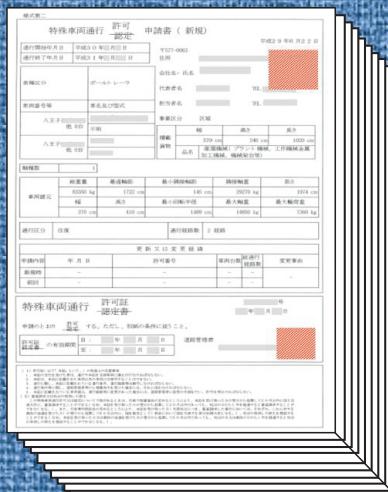
問合せ 公益社団法人全日本トラック協会 TEL：03-3354-1037（企画部）

## 特殊車両通行許可証の電子媒体による携行について



**特殊車両通行許可証  
の備え付けが  
『タブレット』でも  
可能になりました！**

2019年  
4月より



紙媒体による許可証

タブレット  
複数の許可証が  
1台に！



電子媒体による許可証

特殊車両通行許可証等※<sup>1</sup>（以下「許可証」という。）は、道路法※<sup>2</sup>において、通行時に携行することが義務付けられています。

通行経路が多い場合や特車ゴールドの許可の場合等には、許可証の分量が膨大となり、多くの保管場所をとられていきましたが、2019年4月1日（月）から、紙による許可証の代わりにタブレット等での携行が可能となりました。

特殊車両の現地取締り等で許可証の提示（表示）を求められた際には、ドライバー自らタブレット等を操作し、走行している通行経路の許可証を表示させなければなりません。

※1 経路表、経路図等を含む

※2 道路法 第47条の2第6項：許可証の交付を受けたものは、当該許可にかかる通行中、当該許可証を当該車両に備え付けなければならない。

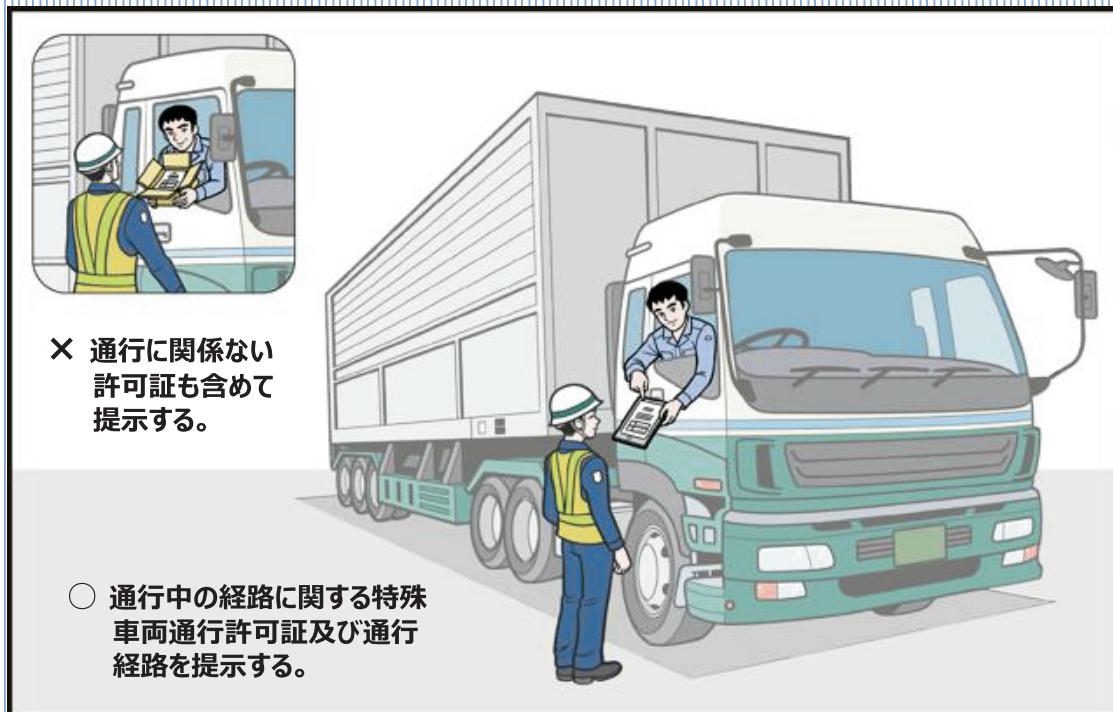


国土交通省



公益社団法人  
全日本トラック協会

# 特殊車両の走行中、許可証の提示を求められた場合は ドライバー自ら『タブレット』を操作して 許可証の提示をお願いします！



## 電子機器の携行に際しての注意点

### ①許可証を表示する電子機器の種類・機能

許可証を表示する電子機器は、ノートパソコン、タブレット等で、許可証の内容を明瞭な状態で画面に表示できるものでなければなりません。なお、画面の大きさは8インチ以上の機器を推奨します。

### ②電子機器の操作

取締り時に、許可証の提示（表示）を求められた際には、ドライバー自ら、その責任において電子機器を操作し、電子機器の画面に走行中の通行経路の許可証を表示して頂きます。

※セキュリティ上、電子データが保存されたUSB等を、取締りを行っている者の電子機器に接続して表示させることはできません。

### ③許可証不携帯による警告

ドライバーは許可証を明瞭に表示させなければなりません。例えば、電子機器の故障、バッテリー切れ、電波の状況、機器操作の不慣れその他の事情等によって速やかに表示できない場合には、許可を得ていても、許可証不携帯として警告等の対象となりますのでご注意ください。

### ④電子データの内容

取締りでの速やかな確認等のため、国のオンライン申請システムを通じて交付された許可証の電子データを表示できるようにすることを推奨します。

### ⑤その他

紙による許可証の備え付けも引き続き可能ですが、取締り時に許可証の提示を求められた際には、走行中の通行経路に関する許可証を提示してください。

**各事業者においては、電子機器を携行するドライバーへの周知徹底をお願いします。**

## 基準緩和自動車の認定要領についての 一部改正等のお知らせ

**セミトレーラによる建設資材等の運搬方法について、  
安全性を確保しつつ、基準を緩和します。  
～基準緩和自動車の認定要領等の一部改正について～**

国土交通省は、通達改正により、本年3月からセミトレーラで運搬できる建設資材等の運搬方法について基準を緩和し、トラック輸送における生産性の向上などを図ります。また、違反点数を明確化するなどにより、悪質事業者等への対応の厳格化を図ります。

### 1. 背景

トラック輸送における生産性の向上、働き方改革の推進など、官民あわせて課題解決に向けたさまざまな取り組みが行われているところですが、一部では法令違反による運行により物流秩序に混乱を与え、事故を惹起させる事案も見受けられるところです。

これらの状況を踏まえ、一定の条件を付すことにより、幅広の建設資材や建造用鋼板の複数積載を認めるとともに、処分の厳格化等を図ることとします。

### 2. 改正通達

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日自技第193号）  
「基準緩和自動車の行政処分等要領について」（平成29年7月3日国自技第49号）

### 3. 改正概要

#### (1) 幅広貨物の輸送について（認定要領）

幅広トレーラ（幅の基準緩和を受けて運行するセミトレーラ）を使用し、幅及び長さにおいて2.5メートルを超える分割不可能な建設資材や建造用鋼板などの幅広貨物を、セミトレーラ一般に対する保安基準の規定値である車両総重量28トン（構造により36トン）を超えない範囲での複数積載を認めることとします。

#### (2) 処分の厳格化（認定要領及び処分要領）

基準緩和を受けて運行する者による法令違反を抑止する観点から、法令が遵守されていない（関係法令違反により事業停止等の行政処分を受けた）場合には、一定期間緩和認定を行わないよう措置することとします。

また、基準緩和を受けた自動車が積載貨物を落下させ、事故を惹起した場合における違反点数の明確化により、厳正に処分が実施できるようにします。

国土交通省としては、運行の安全を確保するための条件及び関係法令を遵守していただき、安全な運行を行っていただきたいと考えております。

### 4. 施行日

平成31年3月1日（ただし、3.(2)前段の措置については2019年9月1日）

なお、本年1月7日から2月6日までに実施したパブリックコメントの結果等につきましては、下記e-govのホームページにて公表しています。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155190901&Mode=2>

#### 【お問合せ先】

自動車局技術政策課 吉池、市川

電話：03-5253-8111（内線42216、42259）

直通：03-5253-8590 FAX:03-5253-1639

## 【参考】基準緩和自動車の認定制度の見直しについて

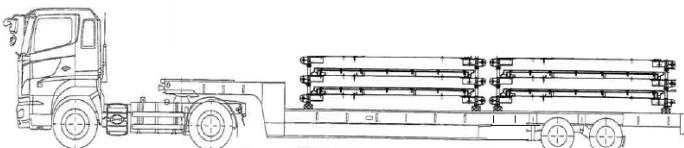
【背景】トラック輸送における生産性の向上、働き方改革の推進など、官民あげて課題解決に向けた様々な取り組みが行われているところですが、一部では法令違反による運行により物流秩序に混乱を与え、事故を惹起させる事案も発生しています。

【運送業界要望】安全性が確保された効率的な輸送、悪質な運送事業者等への厳格な対応

### 認定要領、処分要領改正

#### 幅広貨物の複数輸送について（2019年3月から）

- 幅広トレーラ<sup>※1</sup>を使用し、セミトレーラ一般に対する保安基準の規定値である車両総重量 28トン（構造により 36トン）を超えない範囲で幅広貨物<sup>※2</sup>の複数積載を認めることとします。  
※1 幅の基準緩和を受けて運行するセミトレーラ  
※2 合成床版、建築用パネル、建造用鋼板その他建設資材であって、幅及び長さにおいて 2.5 メートルを超える分割不可能な貨物



#### 処分要領における違反点数の明確化（2019年3月から）

- 適切に貨物を積載せずに、幅広貨物を落下させた場合……8点（新設）
- 幅広貨物の制限違反……3点（新設）
- 積載重量の制限違反……3点（既設）

#### 基準緩和自動車の申請者条件を追加（2019年9月から）

- 申請日前3ヶ月（悪質違反6ヶ月）間又は申請日以降に以下の処分を受けた者ではないことを条件とします。（継続申請除く）
  - ・保安基準緩和の認定の取消処分
  - ・貨物自動車運送事業法違反による自動車等の使用停止以上の処分、道路運送法違反による使用制限（禁止）処分（事業用貨物自動車の申請に限る）

## 制限外積載許可における許可期間の延長等のお知らせ

道路交通法第57条第3項に基づく制限外積載許可について、その取り扱いを定めた「制限外積載許可要領」が改正されました。行政事務の合理化及び申請者の負担軽減の観点から制限外積載許可に係る申請手続きの特例や審査方法について見直しが行われ、平成31年2月14日より施行となりましたので、お知らせします。

詳細については、全日本トラック協会ホームページをご覧ください。

### ●改正内容(概要)

- ・取扱要領「第6申請手続きの特例」関係  
許可期間を「原則として1年以内」に延長（従来は「原則として3か月以内」）
- ・取扱要領「第9審査方法」関係  
実査の方法の明確化  
車両の構造等について図面、写真その他の資料により確認する方法を明記

### ◆全日本トラック協会ホームページ

HOME > 会員の皆様へ > 安全対策 > 制限外積載許可における許可期間が「原則として1年以内」に延長されます

## 重要物流道路制度について

昨年3月、道路法等の一部が改正され、重要物流道路制度が設けられました。これは、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化及び重点支援を実施するものであります。また、「重要物流道路」に指定された区間の中から、国際海上コンテナ車（40ft背高）の特車通行許可が不要となる区間が設けられることとなります。

「重要物流道路」は、2018年度内（2019年3月中）に既存の道路を中心に1次指定が、本年夏以降には計画路線を含めて2次指定が行われる予定となっております。

つきましては、制度の概要や今後の流れ等についてご理解いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

詳細は、鹿児島県トラック協会ホームページをご確認ください。

### ◆鹿児島県トラック協会ホームページ

HOME > お知らせ > 重要物流道路制度について

#### 【お問い合わせ】

公益社団法人鹿児島県トラック協会 適正化事業課  
TEL:099-210-9498 FAX:099-262-5500

# 天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典に係るテロ対策徹底のお願い

表記式典をめぐっては、極左暴力集団や右翼による違法行為の発生が懸念されているほか、我が国に対する国際テロの脅威が継続する中で、多数の外国要人の来日が見込まれていることから、改めてテロ対策の徹底をお願いします。

## テロ防止に係る対応策

- 皇居及び赤坂御用地周辺における業務用車両利用の自粛
- サイバーセキュリティ対策の強化
- 車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡
- 公共交通機関及び関連施設等のソフトターゲットに対する警戒強化
- 営業所・車庫内外の巡回
- 終業後のドアロック
- 営業所等における不審な荷物を発見時の警察への連絡
- 配送先から荷送り人に覚えがないなど不審な荷物である旨の連絡があった場合の荷物に触れない旨の注意喚起、荷物の状態に応じた速やかな引き取り、警察への連絡
- 放射性物質等危険物輸送における安全管理
- テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備

# 融雪出水期における防災態勢の強化のお願い

融雪出水期を迎えるにあたり、気温上昇に伴う雪崩及び落雷の発生や、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害や地すべりによって被害が発生するおそれがあること等から、以下の事項に十分に注意し、防災態勢の一層の強化を図るようお願いします。

- 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底
- 危険箇所等の巡視・点検の実施の徹底
- 警戒避難体制の強化
- 要配慮者等への配慮
- 災害即応態勢の確立

# 第5回かごしまの風と光とナポリ祭に伴う交通規制のお知らせ

標記イベント開催に伴い、交通規制が実施されます。ご協力をよろしくお願いします。

## ■日時

2019年5月3日（金） 11:00～19:00 ※交通規制時間 7:00～22:00  
2019年5月4日（土） 11:00～17:00 ※交通規制時間 7:00～20:00

## ■開催場所

ナポリ通り鹿児島市観光交流センター付近から高麗橋までの甲突川3車線ならびに甲突川右岸緑地帯

## ■規制

観光交流センターから高麗橋にかけての甲突川側3車線を封鎖



# お知らせ掲示板

INFORMATION/

## 東九州自動車道及び九州中央自動車道の夜間通行止めのお知らせ

### 夜間通行止め

平成31年4月8日(月)夜～平成31年6月15日(土)朝

E10 東九州自動車道、E77 九州中央自動車道において、防護柵の設置、路面の舗装・修繕、施設整備及びその他点検作業等のため、下記のとおり夜間通行止めを実施します。みなさまのご理解、ご協力をお願いいたします。

4/8(月)夜 ▶ 4/26(金)朝  
5/7(火)夜 ▶ 5/17(金)朝 22夜間

予備日:5/17(金)夜～5/25(土)朝 6夜間

E10 東九州自動車道 上下線  
北川IC～延岡南IC  
E77 九州中央自動車道 上下線  
蔵田交差点～延岡JCT

#### <NEXCO管理区間の通行止め情報>

4/8(月)夜 ▶ 4/13(土)朝 5夜間

5/13(月)夜 ▶ 5/18(土)朝 5夜間

5/27(月)夜 ▶ 6/1(土)朝 5夜間

E10 東九州自動車道 上下線  
西都IC～宮崎西IC

延岡南IC～日向IC

日向IC～西都IC

6/3(月)夜 ▶ 6/15(土)朝 10夜間

E10 東九州自動車道 上下線  
佐伯IC～北川IC

※ いずれも 毎夜 20時～翌朝6時まで通行止めを実施します

※ 土・日・祝日の夜間及びGW期間中(4/26(金)～5/6(日))は実施しません

※ 悪天候の場合は、予備日に順延する場合があります

日	月	火	水	木	金	土
4月7日	4月8日	4月9日	4月10日	4月11日	4月12日	4月13日
<NEXCO管理区間> 西都IC～宮崎西IC						
4月14日	4月15日	4月16日	4月17日	4月18日	4月19日	4月20日
4月21日	4月22日	4月23日	4月24日	4月25日	4月26日	4月27日
4月28日	4月29日	4月30日	5月1日	5月2日	5月3日	5月4日
5月5日	5月6日	5月7日	5月8日	5月9日	5月10日	5月11日
5月12日	5月13日	5月14日	5月15日	5月16日	5月17日	5月18日
予備日						
5月19日	5月20日	5月21日	5月22日	5月23日	5月24日	5月25日
5月26日	5月27日	5月28日	5月29日	5月30日	5月31日	6月1日
<NEXCO管理区間> 日向IC～西都IC						
6月2日	6月3日	6月4日	6月5日	6月6日	6月7日	6月8日
6月9日	6月10日	6月11日	6月12日	6月13日	6月14日	6月15日

<お問い合わせ先> 国土交通省 延岡河川国道事務所 道路管理課 TEL 0982-31-1260

国土交通省 延岡河川国道事務所 延岡高速道路維持出張所 TEL 0982-28-9303

<NEXCO管理区間にに関するお問い合わせ先>

NEXCO西日本 九州支社 宮崎高速道路事務所 TEL 0985-89-2535

※迂回路の案内図は、裏面をご覧ください。

# ~迂回路のご案内~



## 全ての座席におけるシートベルトの着用のお願い

鹿児島県は…

後部座席シートベルト  
着用率 **全国ワースト**

平成30年：警視庁・JAF日本  
自動車連盟調査（一般道）

1位

チャイルドシート  
使用率 **全国ワースト**

6位

平成30年：警視庁・JAF日本  
自動車連盟調査

# シートベルトOK?

OK!

OK!

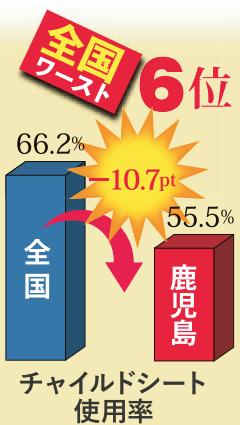
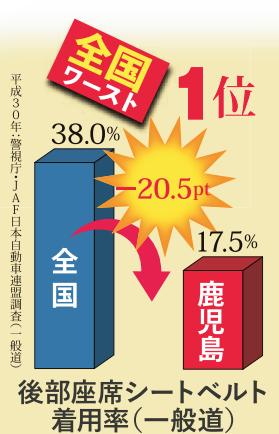
## 全席シートベルト着用

### が出発の合図！

親しき仲にも  
ベルトあり！



鹿児島県交通安全県民運動推進協議会  
(事務局：鹿児島県 総務部 県民生活局 生活・文化課)



県民全員で、後部座席シートベルト着用率100%を目指そう!!

高速道路でも一般道でも車に乗ったら、全ての座席でシートベルトを正しく着用しましょう。

全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシート適正使用を習慣化しましょう。

# 合い言葉は 『全席シートベルト着用OK!』 後部座席のシートベルト 非着用は法律違反です!

運転者はシートベルトを着用しない者を乗せて運転してはいけません!  
※道路交通法第71条の3第2項

## 『チャイルドシートの適正使用も大切です。』

チャイルドシート使用有無別  
6歳未満死亡率  
(平成29年)



※死亡率=死者数÷死傷者数×100  
(警察庁資料による)



子どもの命は  
チャイルドシートで  
しか守れません!

「大人用のシートベルト」や「抱っこ」では小さい子どもの命を守ることはできません。時速40kmで衝突した時、抱っこした子どもは体重の30倍もの重量になります。

チャイルドシートを着用していない子どもは、着用している子どもに比べ、事故時の死亡率が約16倍になります。

### チャイルドシートの正しい取付けと着用の徹底

- ① 子どもの体格にあったシートを選びましょう。  
(6歳以上であっても、体格等の状況によりシートベルトを適切に着用させることができない子どもにはチャイルドシートを使用しましょう。)
- ② 後部座席に取り付けましょう。
- ③ 取扱説明書に従い正しく着用しましょう。

### 全席ベルト着用!! 「します・させます」運動

運転者・同乗者  
子ども(幼児)には  
チャイルドシートを  
させます。

運転者  
車を運転するなら  
シートベルトを  
します。

運転者・同乗者  
後部座席を含む  
全席にシートベルト  
をさせます。

同乗者  
車に同乗するなら  
シートベルトを  
します。

## 事業用トラックドライバー研修テキスト変更のお知らせ

平成 29 年 3 月 12 日に改正施行された「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の指針」(平成 13 年国土交通省告示第 1366 号) に対応した「事業用トラックドライバー研修テキスト」が全ト協ホームページで公開されていますが、法改正等に伴い、本研修テキストが改訂されました。ダウンロードしてご活用ください。

なお、ダウンロードの際は広報トラックに掲載されているパスワードが必要です。

また、日貨協連での改訂版の販売については、4 月中旬が予定されています。



# 2019「セーフティ・チャレンジ交通安全コンテスト」 参加チームの募集

## 安全運転でハワイへ行こう！

県内の運転免許を有する者がチームを結成して参加し、チーム全員が無事故・無違反を達成することを目標に安全運転を実践するとともに、参加者を通じて広く県民に交通安全意識を浸透させ、交通事故の防止を図ることを目的として実施されます。趣旨をご理解いただき多数のご参加をお願いします。

5月1日（水）～9月27日（金）までの実施期間中（150日間）に1チーム全員が無事故・無違反を目指してもらいます。

1. 1チームは5名です。（1人が複数のチームに参加することはできません。）

### 2. 参加資格

（1）鹿児島県トラック協会の会員事業者の役員または従業員であること。

（2）運転免許（国際・外国免許及びペーパードライバーを除く。）を有して、県内に居住または勤務していること。

3. 無事故・無違反を達成したチームの中から、抽選によりハワイ旅行、国内旅行券、商品券等多数の副賞が当たります。

### 4. 参加申込み

同封の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、原本を協会窓口へ提出またはご送付ください。  
不足の場合はコピーしてご使用ください。

記入漏れがないようにお願いします。（記入方法は、下記要領をご確認ください。）

5. 参加料は、1チーム3,150円です。

そのうち、トラック協会が1,650円を助成します。

残りの1,500円を①か②の方法でお支払いのうえ、お申込みください。

①トラック協会窓口でお支払い

②振込でのご入金（※振込手数料は差し引かずお振り込みください）

銀行名：鹿児島銀行 谷山港支店

□座番号：普通 750430

□座名：公益社団法人鹿児島県トラック協会

6. 申込は先着順で受付しますが、申込多数の場合は参加申込の多い事業者の方を調整させていただく場合がありますので、ご了承ください。また、予算額に達した時点で申込受付を終了します。

7. 申込み締切は4月26日（金）です。（厳守）



### 《参加申込書記入要領》

#### 代表者欄

参加番号	チーム名（必ず記入してください。） ※ ふりがな ②	チームリーダーの氏名 ①	チームリーダーの住所・電話番号 〒□□□-□□□ TEL昼（　）-（　）-（　） TEL夜（　）-（　）-（　）
------	----------------------------------	-----------------	--

この欄は、  
事務局が使用  
します。  
1 チームの特徴を表現したユニークなものを考えてください。  
2 カタカナ、ひらがな、漢字（必ず、ふりがなを付けて  
ください。）とし、絵文字、图形は使用しないでください。

郵便物が届くよう正確に書いてください。

所用の連絡を行う際に必要です。

各自の認印を必ず押印願います。

申込み期限 平成31年4月30日（火）

#### メンバー欄（チームリーダーの方も記入してください。）

整理番号	免許番号（12ケタ） ※	ふりがな 氏名	生年月日 大昭平	住所	運転車両	備考
有効期限	平			TEL（　）-（　）-（　）	四輪 二輪 その他	

この欄は、事務局が  
使用します。  
正確に書いてください。  
また、免許証の失効防止のため、  
今一度、有効期限を確認しましょう。



ふりがなを必ず記入  
元号は、○で囲んでください。

会社・事業所名等 該当する番号に○をつけてください。 1 安全運転管理者選任事業所 2 その他の事業所	コンテスト責任者氏名	会社・事業所等の所在地（座版でも差し支えない。） 〒□□□-□□□ TEL（　）-（　）-（　）
--	------------	---

どちらかに必ず○をつけてください。  
郵便物が届くよう正確に書いてください。  
所用の連絡を行う際に必要です。

## 鹿児島県信用保証協会からのお知らせ

### シーンに応じて使い分け！県融資(保証)制度のご案内

(①ご利用いただける方 ②保証限度額 ③保証期間 ④保証料率 ⑤融資利率) の順に記載

#### 中小企業振興資金

- ①県内で現に営む事業を6ヶ月以上継続して行っている中小・小規模企業者
- ②運転資金5,000万円  
設備資金7,000万円
- ③運転資金7年以内、設備資金15年以内
- ④年0.13%～1.59%
- ⑤年1.8%～2.4%または変動金利

さまざまな資金に対応  
高い汎用性！

#### 小規模企業活力応援資金

- ①県内で現に営む事業を6ヶ月以上継続して行っている小規模企業者
- ②運転・設備資金共に2,000万円
- ③運転資金5年以内、設備資金7年以内
- ④年0.39%～1.69%
- ⑤年1.8%～2.3%または変動金利

限度額拡充、  
小規模企業におススメ！

#### 観光・ものづくりパワーアップ資金

- ①県内で現に営む事業を1年以上継続して行っている中小企業者で、県の重点産業分野へ参入・拡大をしようとする者（諸要件有）
- ②運転・設備資金共に1億5,000万円
- ③運転資金7年以内、設備資金10年以内
- ④年0.13%～1.58%
- ⑤年1.7%～2.3%または変動金利

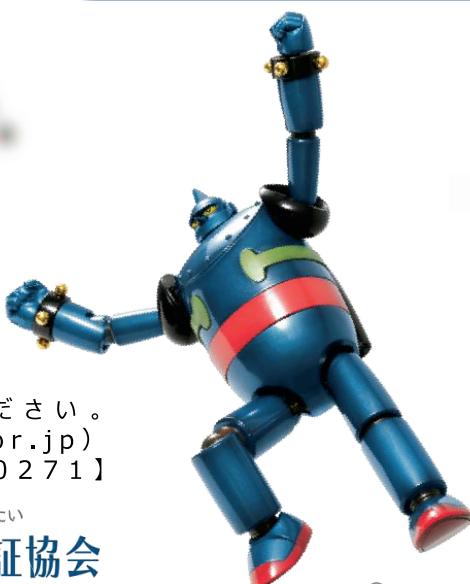
県の重点産業分野  
を応援！

#### 事業承継対策資金

- ①県内で現に営む事業を1年以上継続して行っているものの事業を承継しようとする中小企業者（諸要件有）
- ②運転・設備資金共に3,000万円
- ③運転資金7年以内、設備資金10年以内
- ④年0.13%～1.58%
- ⑤年1.7%～2.3%

親族内承継から  
M&Aまで対応！

**GO, Next!**



詳しくは、ホームページにてご確認ください。  
(<https://www.kagoshima-cgc.or.jp>)  
【お問合せ先 保証部 ☎ 099-223-0271】



鹿児島県信用保証協会  
KAGOSHIMA GUARANTEE

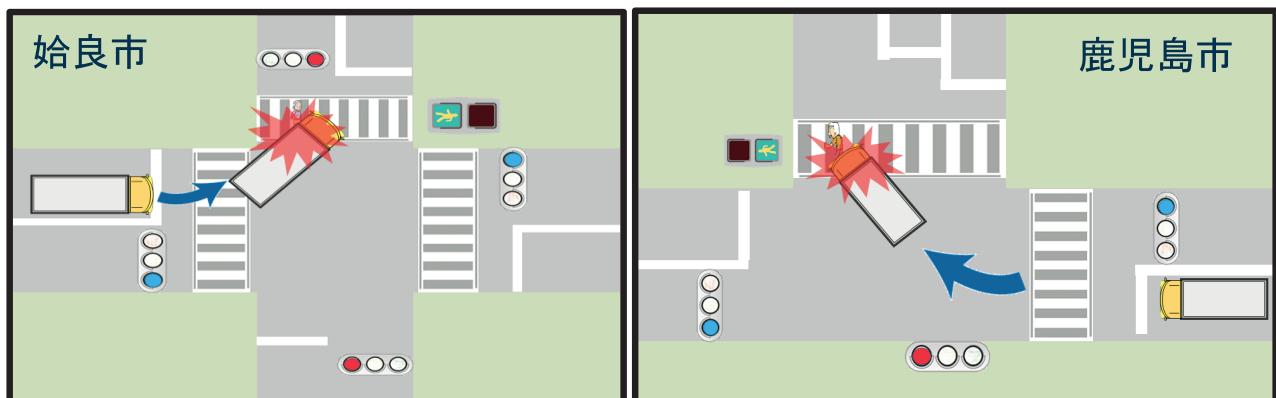
一步を踏み出す力になりたい

©光プロダクション

# トラック関与の交通死亡事故 連続発生！

発生日時	発生場所	道路種別	事故概要
2月20日(水) 午後7時45分ころ	姶良市平松	市道	大型トラック(運転:56歳男性)が信号交差点を左折に際し、横断歩道を横断中の歩行者(70歳女性)に衝突
3月26日(火) 午前6時45分ころ	鹿児島市 田上7丁目	県道	中型トラック(運転:62歳男性)が信号交差点を右折に際し、横断歩道を横断中の歩行者(78歳男性)に衝突

## 死亡事故の概要図



事故原因は、安全不確認！ 交差点は危険地帯



左折は徐行して、しっかり確認！  
急いで右折せず、しっかり確認！



### 《事故防止上の注意点》

事故が起きてから、確認不足を嘆いてもどうすることもできない！

- 確認は自分の目で確実に行う。
- 見たけど、見えていなかった……は言い訳です。
- 特に住宅街の生活道路は何が起こるかわかりません。慎重かつ十分な確認がプロドライバーの運転です。

公益社団法人 鹿児島県トラック協会  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鹿児島県支部

2019年度

(2019年4月1日～2020年3月31日)

## 第43回近代化基金融資 公募のしおり

**①県ト協の公募は、原則先着順で受け付けます。**

**②公募額を超える申込みは、全日本トラック協会に推薦します。**

**融資推薦適否決定通知日も変わりますのでご注意ください。**

**③利子補給率 0.3%**

鹿児島県ト協 公募期間	第1期	第2期	第3期
	5.10～20	10.10～21	1.10～20
融資推薦適否 決定通知日	5月末～ 6月10日	10月末～ 11月10日	1月末～ 2月10日
公募総枠	<b>公募融資枠 7億円</b>		



県ト協公募総枠超過分

全日本トラック協会推薦枠		
融資推薦適否 決定通知日	1回目 9月中旬	2回目 2月中旬

**融資対象者** 公益社団法人鹿児島県トラック協会の会員及びその持株会社  
(傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る)

近代化基金融資は、運輸事業振興助成補助金をもって基金を創設し、利子補給による長期低利の融資を推進して、トラック運送事業の近代化、合理化をはかるものです。

**公益社団法人 鹿児島県トラック協会**

## 一般融資に関する申込み

### 対象事業

1. トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金
  - ①近代化・合理化のための事務機器(コンピュータ・ファクシミリ・複写機・MCA機器・ソフトウェア等)の設置購入に要する資金を含む。
  - ②設備の「補修・改修」に要する資金を含む。
2. 「貨物自動車運送事業法で定められた施設(単なる管理事務棟を除く)」の整備に要する資金
3. 荷役機械・車両等(中古車にあっては排出基準適合車)の購入(代替を含む)及び車両の改造に要する資金
4. 環境対応車及び省エネ関連機器導入に要する資金
  - ①環境対応車とは、全ト協の導入促進助成事業対象となるCNG車及びハイブリッド車とする。
  - ②省エネ関連機器とは、全ト協の導入促進助成事業対象となるEMS及びドライブレコーダー等とする。

(注1)推薦融資の対象は、2019年度(2019年4月1日～2020年3月31日)において投資される資金であって、当該年度中に全てを完了すること。

(注2)公募開始前に支払いを行ったものであっても、2019年4月1日以降に「金融機関からのつなぎ融資」又は「割賦手形」で必要資金を賄った場合で本融資の資金が当該つなぎ融資の一括返済及び当該割賦手形の一括組戻しに充当されるものについては、推薦の対象となる。(したがって、自己資金で支払済の場合は、推薦対象外となる。)

### 条件

融資限度	対象事業 1～3 1). 個別企業体 2,000万円 2). 共同体 5,000万円 対象事業 4 1). 個別企業体 1,500万円 2). 共同体 1,500万円
貸出利率	商工中金の所定利率による。
貸出期間	1年以上
償還期間	10年以内(据置期間6ヵ月以内)とし、法定耐用年数が10年を下回る設備は法定耐用年数以内とする。 ただし、対象事業4については、5年以内とする。
償還方法	月賦、隔月賦又は3ヵ月ごとの元金均等分割償還とする。
担保・保証人	商工中金の定めるところによる。
再融资の制限	既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還されており、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内で申込みができる。
その他の	①社保・労保に加入していること ②会費の未納がないこと ③直近の「事業報告書」、「実績報告書」の提出があること

### 利子補給

(公社)鹿児島県トラック協会は、次の補給率により取扱金融機関に対し利息を支払うとき有利子補給を行うものとする。ただし、利子補給は所定の償還期間内に限る。

対象事業1～3

■個別企業体・共同体

対象事業4

■個別企業体・共同体

0.3%

# 情報 BOX

## ポスト新長期等規制適合車導入に関する申込み

対象事業	ポスト新長期等規制適合車の導入に要する資金 (ポスト新長期規制又は平成28年排出ガス規制に適合する事業用貨物自動車) ◆2019年4月1日～2020年3月31日までに登録を完了すること。
------	---

条件	融資限度	3,000万円
	償還期間	5年以内(据置期間6ヶ月以内)
	再融资の制限	会員は、当該年度に融資限度額を超える申込みはできない。 (ただし、一般融資を受けている場合でも申込みができる。)
	その他	①社保・労保に加入していること ②会費の未納がないこと ③直近の「事業報告書」、「実績報告書」の提出があること

利子補給	■個別企業体・共同体: 0.3%
------	------------------

共通事項	
取扱金融機関	商工組合中央金庫本・支店
申込先	公益社団法人 鹿児島県トラック協会
申込方法	別に定める「融資推薦申込書」に見積書等を添付のうえ、公募期間内に協会に到着するよう申込む。
融資推薦適否決定通知日	■1期 2019年6月10日まで ■2期 2019年11月10日まで ■3期 2020年2月10日まで
その他の	<p>1. 応募総額が公募融資枠を上回る場合は、受付した申込を審査の上、全日本トラック協会に対し推薦します。 この場合、全日本トラック協会の近代化基金融資の応募総額がその公募額を上回る場合には、一部減額して決定されることがあります。</p> <p>2. このしおりに定めのない事項は、(公社)鹿児島県トラック協会の「近代化基金運営要領」の定めるところによる。</p>

### 【参考】

金利(利子補給後)	2019年度
※平成29年7月11日時点 (変動あり)	0.70%

## 申込み手続き等の手引き

### 申込書および添付書類

申込書類は、協会または地区研修センターに備えてあります。  
※鹿児島県トラック協会ホームページ、会員ネットワークからもダウンロード出来ます。

### 図面・見積書など…

以下の書類を提出してください。

- ・建物等の場合：平面図、所在地図、見積書
- ・機械、車両の場合：見積書

### 商工中金あて借入申込み

- ・融資推薦適否決定通知書を受けた場合は、直ちに商工中金に借入申込みを行ってください。
- ・商工中金に対し出資している協同組合等の団体またはその構成員である必要があります。  
この資格を備えてない方は協会にご相談ください。
- ・商工中金への提出書類等については、商工中金にお問合せください。

### 利子補給金額および支払い方法

利子補給金は、協会から商工中金に直接支払われます。

### 設備完成(購入)報告書

融資対象物件が完成(購入)した時は、「設備完成(購入)報告書」に必要書類を添付し協会へ報告する必要があります。

**協会への決算書の提出は  
不要です。**

#### 【お問合せ先】

〒891-0131 鹿児島市谷山港2-4-15

公益社団法人 鹿児島県トラック協会 経理課

TEL:099-261-1167 FAX:099-261-1169

## 受講料3分の2(長期講座は3分の1)を助成します!

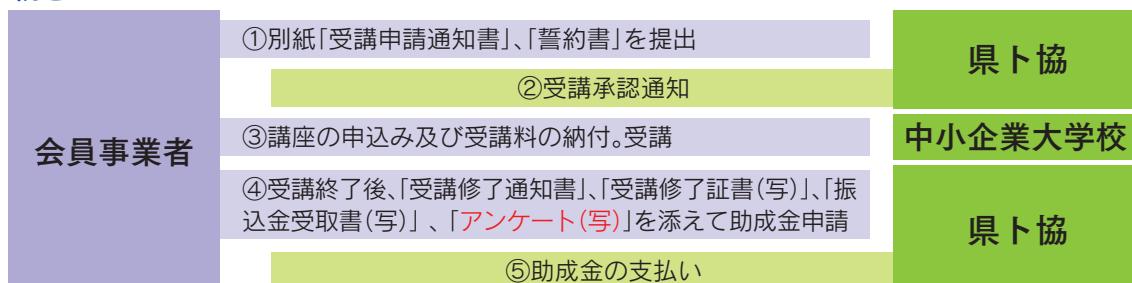
業界における経営管理者層の資質の更なる向上を図り、経営基盤の一層の強化を目指す観点から、会員事業者の経営者・管理者等を対象に、中小企業大学校において実施される経営戦略等の講座を受講された場合、受講料の3分の2または3分の1を助成します。ただし、国、自治体、他団体から受講料の3分の1以上の助成を受けた場合は、3分の1のみの助成となります。

### ●制度の対象となる講座

- (1)トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2)実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3)管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4)女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5)情報化、システム構築に関する講座
- (6)その他物流事業にかかる講座

※今年度から、職場にいながら受講できる、Web研修(WE Bee Campus)も助成の対象になります。

### ●手続きフロー



※ 1会員からの複数の申込みも妨げませんが、**申込みが多い場合は人数を調整します**。(ただし、定款第5条(1)普通会員の「イ」にあたっては、1名とします。)

※「受講申請通知書」「誓約書」「受講修了通知書」は県ト協ホームページからもダウンロードできます。

※受講修了後の助成金申請時に、中小企業大学校で記入したアンケートの(写)もご提出ください。

### 【中小企業大学校人吉校講座スケジュール】

研修分野	コース No.	研修テーマ	実施期間	期 間	定員 (名)	受講料 (税込 / 円)
企 業 経 営 ・ 経 営 戦 略	1	新任管理者研修(4月)	2019. 4.22 ~ 4.24	3日間	30	31,000
	7	女性管理者養成研修	2019. 5.28 ~ 5.30	3日間	25	31,000
	9	次世代トップリーダー養成講座【人間力向上編】【後継者・幹部育成シリーズ①】	2019. 6.11 ~ 6.13	3日間	20	31,000
	10	九州・沖縄経営者塾【沖縄教室】(沖縄県内) 【トップセミナー①】校外	2019. 6.20 ~ 6.20	1日間	30	16,000
	12	仕事を効率化するIT活用講座	2019. 7. 3 ~ 7. 4	2日間	20	22,000
	15	新任管理者の自己革新研修	2019. 7.23 ~ 7.25	3日間	35	31,000
	17	経営戦略策定講座	2019. 9.10 ~ 9.12	3日間	35	31,000
	20	新任管理者研修(10月)	2019.10. 2 ~ 10. 4	3日間	30	31,000
	23	BCP策定講座	2019.10.16 ~ 10.18	3日間	30	31,000
	26	新任管理者研修【沖縄教室】(沖縄県内) ※校外研修	2019.11. 7 ~ 11. 8	2日間	30	22,000
マ 組 織 ネ ジ メ ン ト 	34	九州・沖縄経営者塾【人吉教室】 【トップセミナー②】	2020. 3. 6 ~ 3. 7	2日間	35	16,000
	35	次世代トップリーダー養成講座【知識・スキル向上編】【後継者・幹部育成シリーズ②】	2020. 3.11 ~ 3.13	3日間	20	31,000
	4	コミュニケーション活性化講座 【管理者能力強化シリーズ①】	2019. 5.13 ~ 5.15	3日間	35	31,000
	6	実践的仕事管理術 【管理者能力強化シリーズ②】	2019. 5.21 ~ 5.23	3日間	25	31,000
	13	職場の問題発見と解決策 【管理者能力強化シリーズ③】	2019. 7. 8 ~ 7.10	3日間	25	31,000
組 人 織 事 	24	リーダーシップ強化講座 【管理者能力強化シリーズ④】	2019.10.23 ~ 10.25	3日間	35	31,000
	27	部下指導の考え方・進め方 【管理者能力強化シリーズ⑤】	2019.11.19 ~ 11.21	3日間	30	31,000
	29	チームマネジメント力強化講座 【管理者能力強化シリーズ⑥】	2020. 1.14 ~ 1.16	3日間	35	31,000
	8	実践で学ぶ!人事制度構築の考え方・進め方 インターバル	2019. 6. 5 ~ 6. 6 7.17 ~ 7.18	4日間 (2日間×2回)	25	35,000
	18	人材育成の考え方・進め方	2019. 9.18 ~ 9.20	3日間	25	31,000
財 務 管 理 	5	決算書の読み方講座 【財務管理シリーズ①】	2019. 5.15 ~ 5.17	3日間	30	31,000
	16	会計情報活用講座【宮崎教室】(宮崎県内) ※校外研修	2019. 9. 5 ~ 9. 5	1日間	30	16,000
	21	財務分析実践講座 【財務管理シリーズ②】	2019.10. 7 ~ 10. 9	3日間	25	31,000
	33	利益・資金計画策定講座 【財務管理シリーズ③】	2020. 2.18 ~ 2.20	3日間	35	31,000
マ 販 売 ・ テ レ イ ン グ 	2	営業の基本と商談交渉の進め方 【営業管理シリーズ①】	2019. 4.24 ~ 4.26	3日間	25	31,000
	11	Webマーケティング講座	2019. 6.25 ~ 6.26	2日間	30	22,000
	22	実践で学ぶ!提案営業の進め方 【営業管理シリーズ②】 インターバル	2019.10.10 ~ 10.11 2019.11. 6 ~ 11. 7	4日間 (2日間×2回)	30	35,000
	28	実践で学ぶ!新規顧客開拓の進め方 【営業管理シリーズ③】 インターバル	2019.12. 4 ~ 12. 5 2020. 1.23 ~ 1.24	4日間 (2日間×2回)	30	35,000
	31	実践で学ぶ!営業計画のつくり方 インターバル	2020. 2. 6 ~ 2. 7 2020. 3.10 ~ 3.11	4日間 (2日間×2回)	35	35,000
管理者養成	101	経営管理者養成コース【第23期】	2019. 7.16 ~ 12.20	24日間 (4日間×6回)	20	293,000

※申込締切日は原則、受講日の20日前までとなります。

**※申込み状況については、事前にお問合せください。**

公益社団法人 鹿児島県トラック協会

会長 中村利秋 殿

住 所

会社名

代表者名

(印)

電話番号

### 受講申請通知書

下記の者について、中小企業大学校の所定の講座を受講させたいので届け出いたします。

記

1. 学 校 名 中小企業大学校 校
2. 受 講 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日
3. 講 座 名
4. 受講者氏名（年齢）
5. 所属部署名・役職名
6. 対象講座受講料 \_\_\_\_\_ 円
7. トラック協会以外からの受講料助成金  
①有り・無し  
②機関名 \_\_\_\_\_  
③助成金額 \_\_\_\_\_ 円

※社会保険等加入に係る誓約書を添付してください。

-----  
様式3

(各事業共通)

年 月 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会

会長 中村利秋 殿

住 所

事業者名

代表者名

(印)

### 誓 約 書

弊社は、助成金交付請求書（助成事業実施報告書）の申請に対し、社会保険等については、適正に手続き加入していることを誓約いたします。

なお、助成金受領後に助成事業に関する規程第4条及び第9条に反していることが判明した場合、助成金を全額返戻いたします。

## 入退会紹介

### 入会

入会年月日	事業種別	事業者名	代表者名	所属支部	保有車両	
平成31年3月1日	一般	海翔 有限会社	中野 正彦	鹿児島南支部	普通車	4両
					小型車	1両

### 退会

退会年月日	事業種別	事業者名	代表者名	所属支部	保有車両	
平成31年2月22日	一般	川畠運送	川畠 一吉	薩摩中央支部	普通車	
					小型車	
平成31年2月22日	一般	有限会社 ジョウナンライン	南 正幸	鹿児島南支部	普通車	
					小型車	
平成31年3月12日	一般	株式会社 松尾運送	松尾 仁志	霧島支部	普通車	
					小型車	



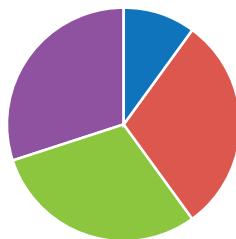
# 適正化だより

## 平成31年(2月)巡回指導結果

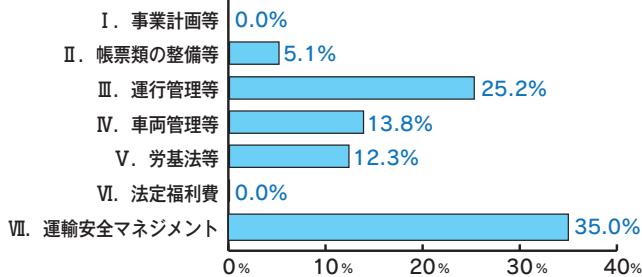
巡回指導評価別結果 (平成31年2月)

20 件

- A 10%
- B 30%
- C 30%
- D 30%
- E 0%
- その他 0%



指導区分別(否)比率 (平成31年2月)



巡回指導結果では、B 評価（適の割合：80%以上）及び C 評価（適の割合：70%以上）がそれぞれ 30%でした。指導評価区分では「VII. 運輸安全マネジメント」が 35%、「III. 運行管理等」が 25.2% の指摘率でした。

否の割合の高い指導項目は、

運輸安全マネジメント・・・「安全に関する方針が未設定」等

運行管理等・・・「乗務員教育における指導監督指針の 12 項目一部未実施」等

### 乗務員に対する指導教育について（一般的な指導及び監督の指針）

運転者に対する指導及び監督を毎年実施し、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において 3 年間保存してください。

事業用自動車の運転者は、大型の自動車を運転したり、多様な地理的、気象的状況の下で運転したりすることから、道路の状況その他の運行の状況に関する判断及びその状況における運転について、高度な能力が要求されます。このため、貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者に対して継続的かつ 計画的に指導及び監督を行い、他の運転者の模範となるべき運転者を育成する必要があります。そこで、貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識のほか、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得させることを目的としています。

#### 「一般的な指導及び監督の内容」

題目	改正後の追加内容	1年ごとに繰り返し実施する
1 「トラックを運転する場合の心構え」	交通事故統計を活用し事故の影響の大きさを理解させる	
2 「トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」	規定に基づく日常点検の実施及び適切な運転姿勢での運転の重要性を、それらを怠ったために事故を惹起した事業者及び運転者への処分並びに事故の被害者等に与える心理的影響を説明し、規定を遵守することの重要性を理解させる	
3 「トラックの構造上の特性」	運搬中の貨物が運転に与える影響を確認させるとともに、トレーラを運転する場合にあっては、運転に際して留意すべき事項を理解させる。この場合、トレーラによりコンテナを運搬する場合にあっては、コンテナロックの重要性も併せて理解させる	
4 「貨物の正しい積載方法」	車両制限令等の軸重規制を遵守した適切な積載方法を理解させる	
5 「過積載の危険性」	過積載運行を行った場合における事業者、運転者及び荷主に対する処分について理解させる	
6 「危険物を運搬する場合に留意すべき事項」	危険物を運搬する事業者にあっては、危険物に該当する貨物の種類及び運搬する前に確認する事項を理解させる。また、タンクローリにより危険物を運搬する場合は、安全に運搬するために留意すべき事項を理解させる	
7 「適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況」	改正なし	
8 「危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法」	自らへの注意喚起の手法として指差し呼称及び安全呼称を行う習慣を体得させる。また、豪雪等の悪天候が運転に与える影響のほか、事故発生時、災害発生時その他緊急時における適切な対応方法を理解させる	
9 「運転者の運転適性に応じた安全運転」	適性診断の結果その他の方法により個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させる	
10 「交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法」	過労及び医薬品の服用に伴い誘発される眼気による事故の可能性を理解させる。運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準を理解させる	
11 「健康管理の重要性」	ストレスチェック等に基づき精神面の健康管理を行うことの重要性を理解させる	
12 「安全性の向上を図るために装置を備える 新設 事業用自動車の適切な運転方法」	当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となるおそれがあることについて事例を説明することにより、当該事業用自動車の適切な運転方法を理解させる	

その他ご不明な点等ありましたら、トラック協会適正化事業課までお気軽にご連絡ください。  
(公社) 鹿児島県トラック協会 適正化事業課 : TEL099-210-9498



## Gマーク取得対策について

平成 30 年 12 月現在、当県における G マーク取得事業所数は 353 事業所であり、5 両未満を除く認定率は、31.8%です。

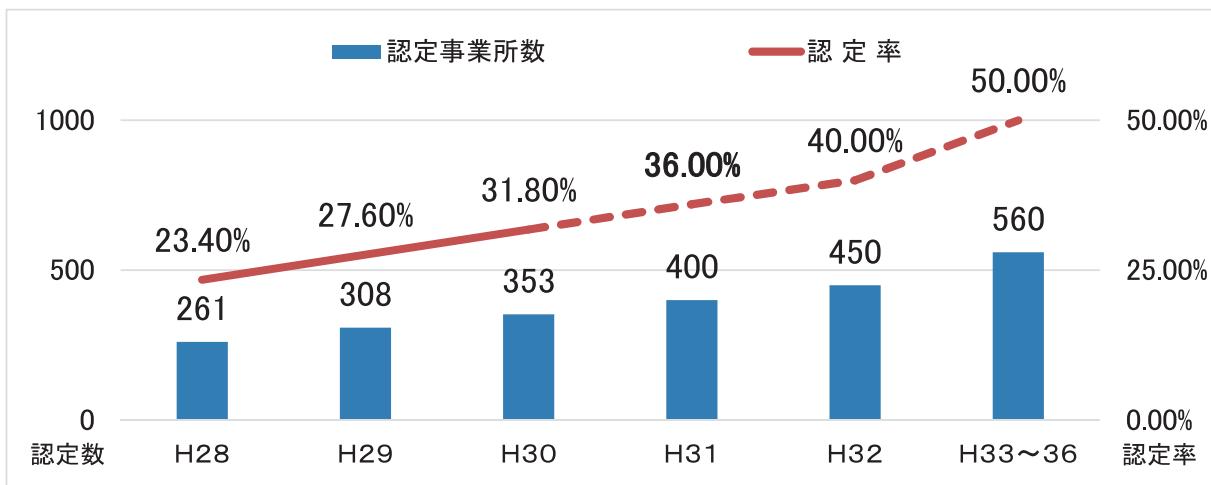
全国の認定率は 33.9% であり、全国平均に到達するためには、平成 32 年度に 40% を達成し、早期に認定率 50% に到達する必要があります。

このため支部・部会が主体的に目的意識を持って、具体的な取組みを行う必要があります。説明会では、取得に必要なノウハウを具体的に説明しますので参加ください。

引き続き G マーク取得率アップを努力目標に掲げ、積極的に取り組んでいきましょう。

### 1. 平成 31 年度は、認定率 36% を目標に取り組みます。(5 両未満を除く)

平成 33 年度以降 36 年度までの 5 年間で認定率 50% を目指します。

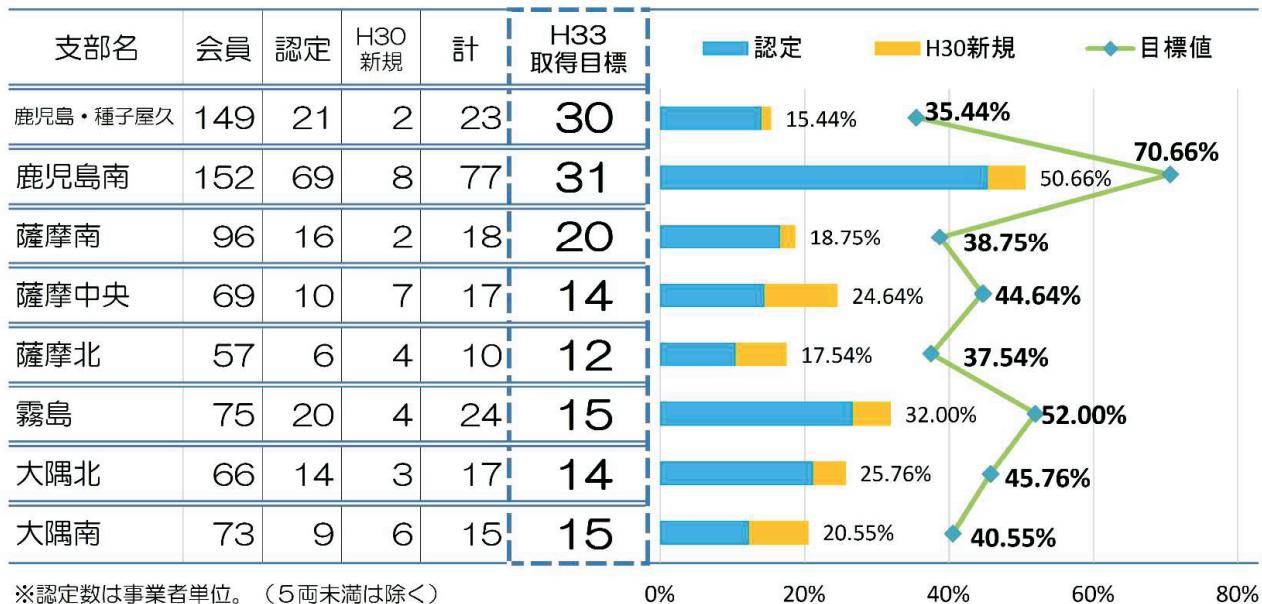


### 2. 下記の事業者については、目標年度を設定して取得に努めることとしました。

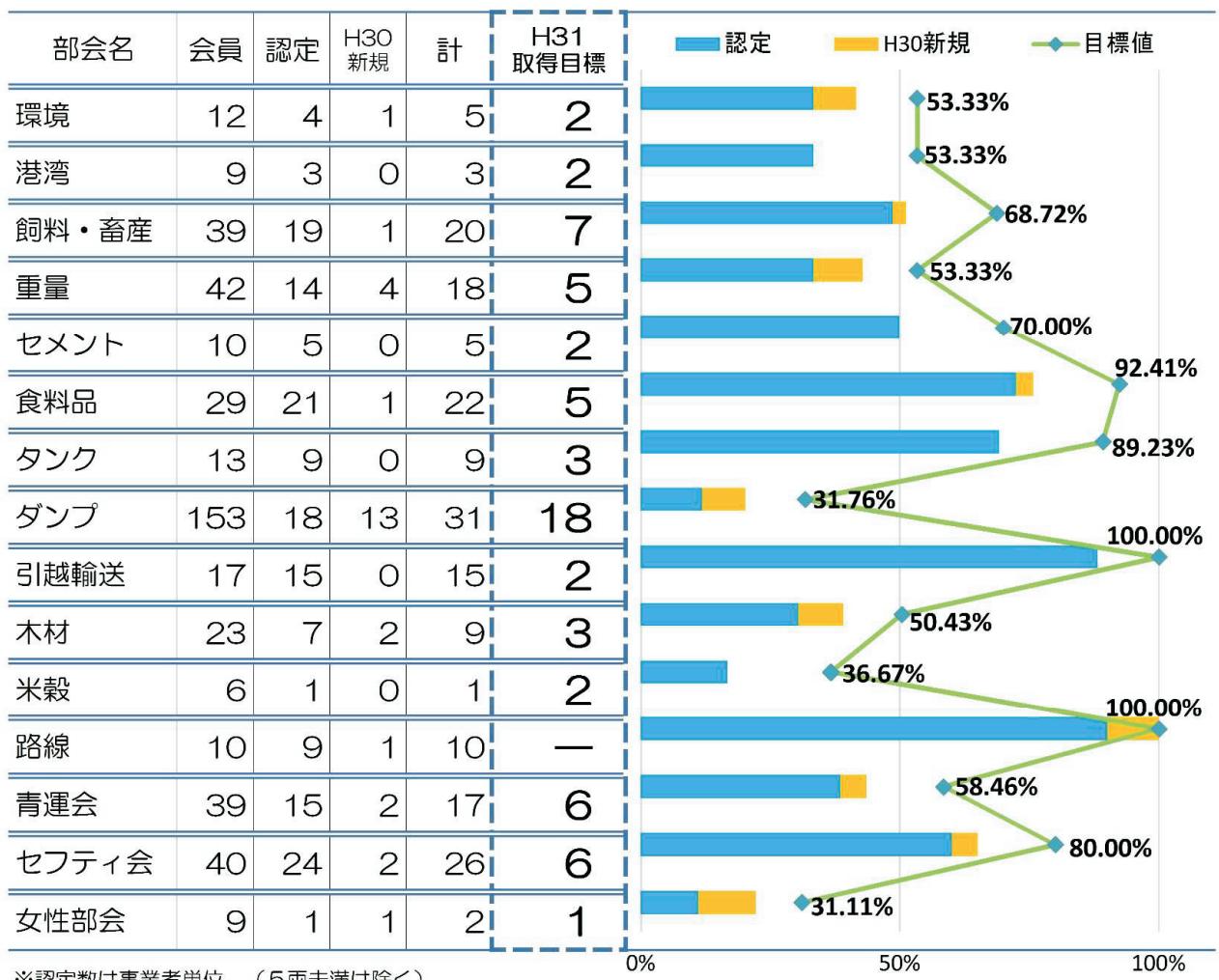
- ① 協会本部役員の事業所 (平成 31 年度まで)
- ② 支部及び部会役員の事業所 (平成 32 年度まで)
- ③ 車両数 50 両以上の事業所 (平成 32 年度まで)
- ④ 支部取得率 H30 年度比 20% アップ (平成 33 年度まで)
- ⑤ 部会取得率 H29 年度比 20% アップ (平成 31 年度まで)

## 支部・部会 認定状況 (H30.12現在)

### 支部認定状況 (目標 30年度比20%アップ)



### 部会認定状況 (目標 29年度比20%アップ)





### 3. Gマーク取得率アップと安全意識の向上を目的とした説明会及び研修会を開催します。

#### ① 安全性評価事業説明会

31年度申請のための説明会、32年度申請に向けた説明会を地区毎に開催します。

#### ② 随時説明会・個別相談

支部会、部会からの要請にお応えし実施します。お気軽にお知らせください。また取得希望事業者への個別相談に対応します。

#### ③ 加点対象となる外部研修会

毎月発行するトラック情報において案内します。

#### 安全性評価事業説明会

H31 申請対象	4 月	2019年度申請のための説明会 (安全性評価事業事前説明会)	18日(木)(鹿児島)県ト協
			23日(火)(大隅)大隅地区研修センター 24日(水)(北薩)北薩地区研修センター
H32 申請対象	11 月	2020年度申請に向けた説明会 (安全性評価事業説明会)	支部会、部会からの要請にお応えし 説明会を実施しますので お気軽にお知らせください
			(鹿児島)県ト協 (北薩)北薩地区研修センター (大隅)大隅地区研修センター

**加点対象となる外部研修会（安全性取組の積極性5）**

H31 申請対象	4		
	5	貨物自動車ドライバー等安全運転研修	ドライビングアカデミーONGA マジオドライバーズスクール鹿児島校 空港自動車学校 みゆき学園 他
	6	貨物自動車ドライバー等安全運転研修	〃
		交通労働災害防止管理者等研修会	21日(金)(鹿児島) 県ト協 26日(水)(大隅) 研修センター
H32 申請対象	7	貨物自動車ドライバー等安全運転研修 (2019.7～2020.2)	ドライビングアカデミーONGA マジオドライバーズスクール鹿児島校 空港自動車学校 みゆき学園 他
	8		
	9	追突事故防止マニュアル活用セミナー	20日(金)予定(鹿児島) 県ト協 21日(土)予定(大隅) 研修センター
	10		
	11	過労死等防止・健康起因事故防止セミナー	14日(木)予定(北薩) 研修センター 15日(金)予定(鹿児島) 県ト協
		ベストエコドライブ・コンテスト時の「事故防止講習会」	運動技能向上センター
	12		
	1		
	2		
	3		

※日程等決まり次第、毎月発行するトラック情報において案内します。

## 4. Gマークの取得推進について

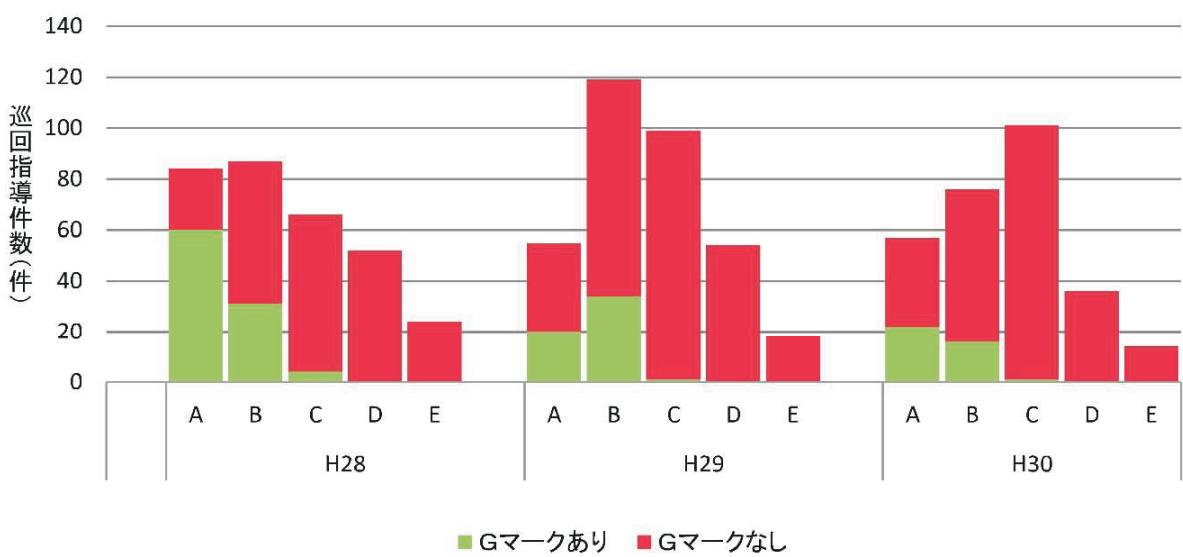
H30.10.30 適正化事業対策委員会発議

H30.11.30 理事会承認

1. 支部会員・部会員の、Gマーク取得への取り組みを積極的に進める
2. 支部・部会の役員の全員が、平成31年度から平成32年度までに取得する
3. トランク協会の事務局としても、引き続き支部及び部会のGマーク取得については、積極的に支援する

※ 以上について、各支部・部会において取り組むこととしました。

過去3年間のGマーク取得状況別巡回指導評価



Gマーク取得事業者の巡回指導評価は、未取得事業者と比較して、A、B評価がほとんどを占めています。

Gマーク取得に向けて取り組み、巡回指導評価のレベルアップを図りましょう。

## 安全への取り組みを見える化！ Gマークを取得しましょう！

- 国土交通省が推進する「安全性優良事業所」の認定制度です。
- Gマーク事業所の事故割合は未取得事業所に比べて半分以下です。
- 安全性の高いトラック運送事業者を選ぶための目安になります。

### 安全性優良事業所に対するインセンティブ

- ・違反点数の消去（違反点数算定期間が3年から2年に短縮）
- ・T点呼の導入（対面点呼がテレビカメラなどで代用可能）
- ・安全性優良事業所表彰（連続10年以上取得している事業所）
- ・点呼の優遇（2地点間を定時運行する場合の他営業所における点呼等）
- ・助成の優遇（全ト協が行う会員事業者に対する助成事業の優遇措置）
- ・その他、補助条件の緩和、保険料の割引等



### Gマーク取得による効果を実感

- ・ドライバーにプロの模範であるという自覚が芽生え、安全意識が高まります。
- ・曖昧だった安全対策が明確化され、統一した安全管理方法が根付きます。
- ・安全に力を入れている会社と評価され、営業活動がスムーズになります。





## Gマーク取得事業者の声

### 取得理由

- 運送事業者は公道で仕事をしているので、他事より以上安全性（Gマーク）を優先すべき。
- 社内的に取得を進めているため。

### 取得したことによる効果・メリット

#### 社員教育の充実、意識の向上

- 講習や研修に自主的に参加するようになり、安全に対して「学ぶ」という姿勢が管理者に生まれた。
- 認定審査を事業所毎に実施しているため、安全に対する認識が各事業所の担当者まで浸透している。
- 従業員への指導教育など、内容を充実させることができた。
- 自社の安全に対する取り組みを客観的に評価できるようになった。
- 関係書類の整備、輸送品質の向上につながっている。

#### ドライバーの意識向上

- 交通事故、交通違反が減少した。
- 社員の運転、荷扱が良くなつた。
- 車両の手入れを良くするようになり、車への愛着が出てきて事故の抑制となつてゐる。
- 乗務員の安全に対する意識向上が高まり、連続運転や休息時間確保の徹底ができた。
- Gマークステッカーを貼ることによる運転者の安全運転意識の向上が図られた。

#### 荷主へのアピール

- 顧客、消費者に対して会社の安全、安心を目で見てわかるようにアピールできた。
- 運行管理に対する意識の向上が事故の削減につながり、お客様に求められる高品質な物流が提案できるようになった。
- 一部荷主から取得の有無を尋ねられ、取得している事で契約成立した。

#### 経費の削減、優遇措置

- 保険料の割引、助成金等の申請について、優遇措置がありメリットを感じた。
- 安全運転研修・講習会に参加時の費用助成があるため、経費削減になつてゐる。
- 修理費が減少し、車両経費が節減された。燃費も改善した。
- IT点呼が導入できるようになった。

平成29年12月27日  
自動車局貨物課

## 事故が少ない、Gマークトラック！！

～安全・安心な「Gマーク」の安全性優良事業所をご利用ください～

平成28年（1～12月）の事業用トラック1万台あたりの事故件数とりまとめの結果、Gマーク認定取得トラックの事故件数は、認定を取得していないトラックと比較して、半数以下（約44%）となっています。

## Gマーク制度（貨物自動車運送事業安全評価事業）とは？

- 荷主や利用者が「より安全性の高いトラック」を選びやすくするため、安全に関する38項目を評価し、優良な事業所を認定する制度です。
- Gマーク事業所は、全日本トラック協会のホームページ（下記URL参照。）に、事業所名、所在地、電話番号などを掲載しています。

※Gマーク事業所トップページ  
([http://www.jta.or.jp/tekiseika/teki\\_list/gmark/index.html](http://www.jta.or.jp/tekiseika/teki_list/gmark/index.html))



## Gマーク取得状況別車両1万台あたり事故発生件数

## 事故発生件数



## うち死亡事故件数



資料：自動車事故報告規則に基づく各年の事故報告書のデータを引用。  
出典：国土交通省自動車局貨物課

## 【お問合せ先】

自動車局貨物課トラック事業適正化対策室 原中、岡田、澤

TEL:03-5253-8111(代表)内線41334

:03-5253-8576(直通)

FAX:03-5253-1637



## 2019年度安全性評価事業(Gマーク)事前説明会のご案内

2019年度安全性評価事業(Gマーク)の事前説明会を開催します。

今回は、鹿児島地区、大隅地区、北薩地区の研修センター3か所で開催します。

説明会への参加を希望される方はFAXにてお申込みください。



**1. 対象** ・認定取得を希望する事業者及び更新しようとする事業者及び更新事業者(軽貨物は除く)

**2. 内容** ・申請方法及び評価項目への対応について ・個別相談 等

### 3. 開催日時及び場所

#### ①鹿児島地区

日時 2019年4月18日(木) 13:30~(2時間程度)

場所 鹿児島県トラック研修センター 大講堂

#### ②大隅地区

日時 2019年4月23日(火) 13:30~(2時間程度)

場所 大隅地区研修センター

#### ③北薩地区

日時 2019年4月24日(水) 13:30~(2時間程度)

場所 北薩地区研修センター

### 4. 申込方法

説明会申込書に必要事項を必ず記入の上、FAX(099-262-5500)にてお申込みください。

### 5. お問合せ

ご不明な点がありましたら、適正化事業課(TEL099-210-9498)までお問合せください。

## 2019年度安全性評価事業(Gマーク)事前説明会申込書

受講希望地	① 鹿児島地区 ② 大隅地区 ③ 北薩地区 ※○で囲んでください	
事業者名		
営業所名		
役職・氏名	※複数の場合は代表者の方をご記入ください	名出席
連絡先	TEL	FAX

**FAX送信先 適正化事業課 (099-262-5500)**



## Gマーク認定事業者 (所) に対する助成事業について(優遇措置)

助成事業名	区分	Gマーク認定事業者 <small>注(ドライバー研修については認定事業所)</small>	未認定事業者
安全装置等導入促進助成金 <small>(全ト協助成対象機器)</small>	1事業者	20台上限	10台上限
衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金	1事業者	6台上限	3台上限
貨物自動車ドライバーアイドリングストップ支援助成金	(特別研修)(2泊3日等) 全ト協指定研修 〃 指定研修施設	受講料  全額	7割
	県ト協指定研修(1泊2日) ドライビングアカデミー ONGA	受講料 (4万8千円)  3万4千円	2万4千円
	県ト協指定研修(1泊2日) ドライビングアカデミー MIYUKI	受講料 (4万円)  2万8千円	2万円
	県ト協指定研修(半日) マジオDS・空港DS	受講料 (1万5,120円)  全額	1万円
	初任運転者等研修 マジオDS ドライビングアカデミー MIYUKI	受講料 (9,450円)  6千円	4千円
	事故・違反運転者研修 マジオDS	受講料 (3万4千円)  1万円	5千円
	運転免許取得助成金	大型免許  5万円上限  けん引免許  中型免許  準中型免許  準中型免許  1事業者助成人数	10万円上限  5万円上限  5万円上限  5万円上限  5万円上限  3万円上限  5人上限  ※ただし、3人目から上記助成額の半額  2名上限
睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査等助成金	登録台数(除く:被けん引車) 50台以上 1事業者	50名上限	30名上限
	登録台数(除く:被けん引車) 20~49台 1事業者	30名上限	20名上限
	登録台数(除く:被けん引車) 20台未満 1事業者	登録台数 (除く:被けん引)上限	登録台数 (除く:被けん引) 上限
環境対応車導入促進助成金	CNG・ハイブリッドをあわせて 1事業者	2台	1台
アイドリングストップ支援機器導入助成金 <small>(全ト協助成対象機器)</small>	1事業者	2台	1台

※平成31年度新規Gマーク認定事業者(所)は、平成32年度からGマーク助成の適用になります。

※詳細につきましては、助成要綱等でご確認ください。

# 支部・部会だより

## 支部・部会開催状況

### 支 部

月 日	行事名	場 所
3月6日(水)	平成30年度第4回鹿児島・種子屋久支部役員会	鹿児島ワシントンホテル (鹿児島市)
3月8日(金)	平成30年度第4回霧島支部役員会	七八(姶良市)
3月13日(水)	トラック肝属車友会役員会	さこだ荘(鹿屋市)
3月16日(土)	平成30年度第3回鹿児島南支部定例会 及び労働安全セミナー	ホテル・レクストン鹿児島 (鹿児島市)
3月18日(月)	トラック北部会役員会	ふく福吉野店(鹿児島市)
3月20日(水)	平成30年度第4回薩摩中央支部役員会	薩摩の里(薩摩川内市)
3月20日(水)	鹿児島県トラック協会日置支部役員会	鹿児島県トラック研修センター(鹿児島市)
3月25日(月)	トラック西支部会役員会	市場食堂(鹿児島市)
3月28日(木)	トラック鹿屋支部役員会	うなぎの川豊(鹿屋市)

### 部 会

月 日	行事名	場 所
3月6日(水)	平成30年度重量部会労働安全セミナー	ホテル・レクストン鹿児島 (鹿児島市)
3月8日(金)	平成30年度第2回女性部会定例会	鹿児島県トラック研修センター(鹿児島市)
3月8日(金)	平成30年度第3回九州ブロック食料品部会	八仙閣(福岡県)
3月8日(金)	平成30年度九州各県トラック協会食料品部会全体交流会	八仙閣(福岡県)
3月11日(月)	平成30年度第2回飼料・畜産輸送部会定例会	鹿児島県トラック研修センター(鹿児島市)
3月13日(水)	平成30年度第2回タンク部会役員会	なべしま与次郎本店 (鹿児島市)
3月15日(金)	平成30年度第2回セメント部会定例会	ホテル・レクストン鹿児島 (鹿児島市)
3月19日(火)	平成30年度セメント部会・生コンクリート輸送部会合同研修会	全日本トラック協会 (東京都)

## 会員の声

### 平成30年度第3回鹿児島南支部定例会及び労働安全セミナー

社会保険労務士「石走啓一」氏による労働基準法改正点について講演が行われ、本年4月1日から施行される「年休管理」の具体的な説明があり有意義な研修となりました。

### 平成30年度第3回鹿児島南支部定例会及び労働安全セミナー



## 過積載違反状況

平成31年2月分  
資料:鹿児島県警察本部

### 【積載物・違反取締状況】

2

1

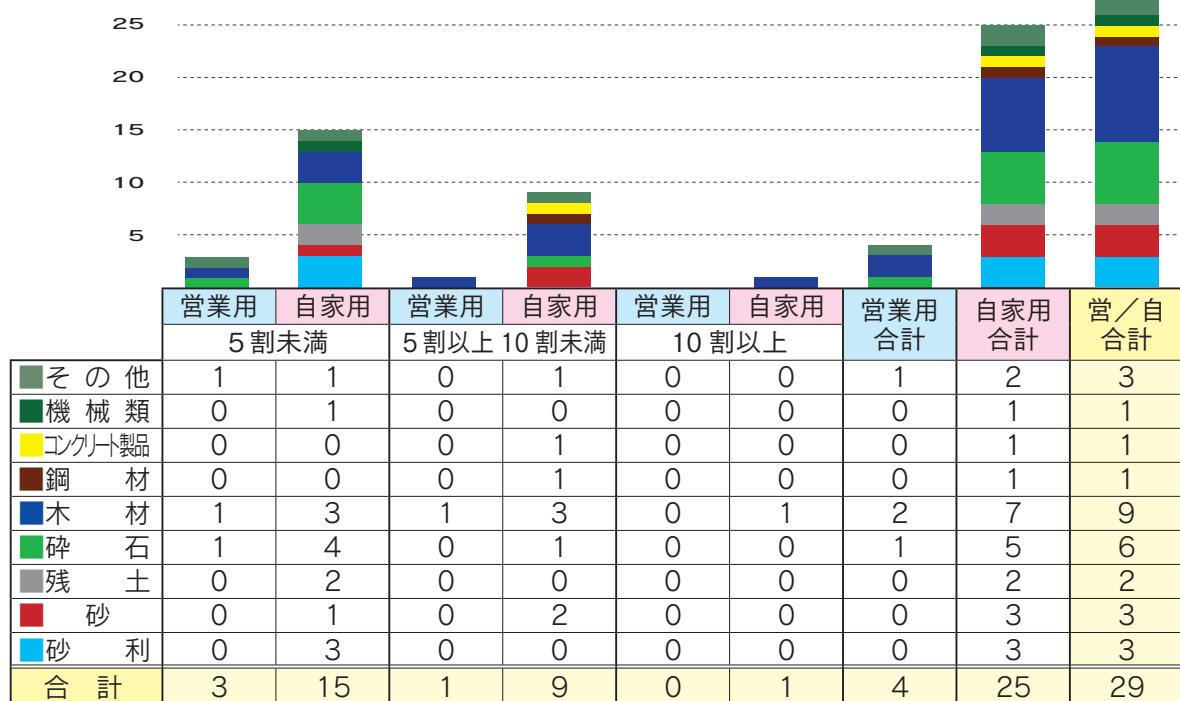
	営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用	営業用合計	自家用合計	営/自家合計
	5割未満	5割以上10割未満	10割以上								
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2月は違反がありませんでした。

### 過積載取締り状況(件数)

年\月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	累計
H29	7	2	2	1	1	0	5	2	9	1	2	2	34
H30	6	7	2	2	1	2	5	0	0	4	0	0	29

### 【積載物・違反取締状況 (H30.4 ~ H31.3)】



業種では建設業が16件、林業が6件です。

## 鹿児島県トラック協会に寄せられた主な苦情内容 (平成31年2月)

- 駐停車禁止位置に駐車をしている。
- 異常な速度で追い越しをされた。またその際飛び石が当たった。
- 1年以上前から車両持ち帰りを行っている。

## 鹿児島県内における交通事故の発生状況

## 1 平成30年2月末現在の交通事故発生状況



## 県内の交通事故状況

	発生件数	死者数	傷者数
平成 31 年	721	6	814
平成 30 年	977	13	1,146
増 減	- 256	- 7	- 332

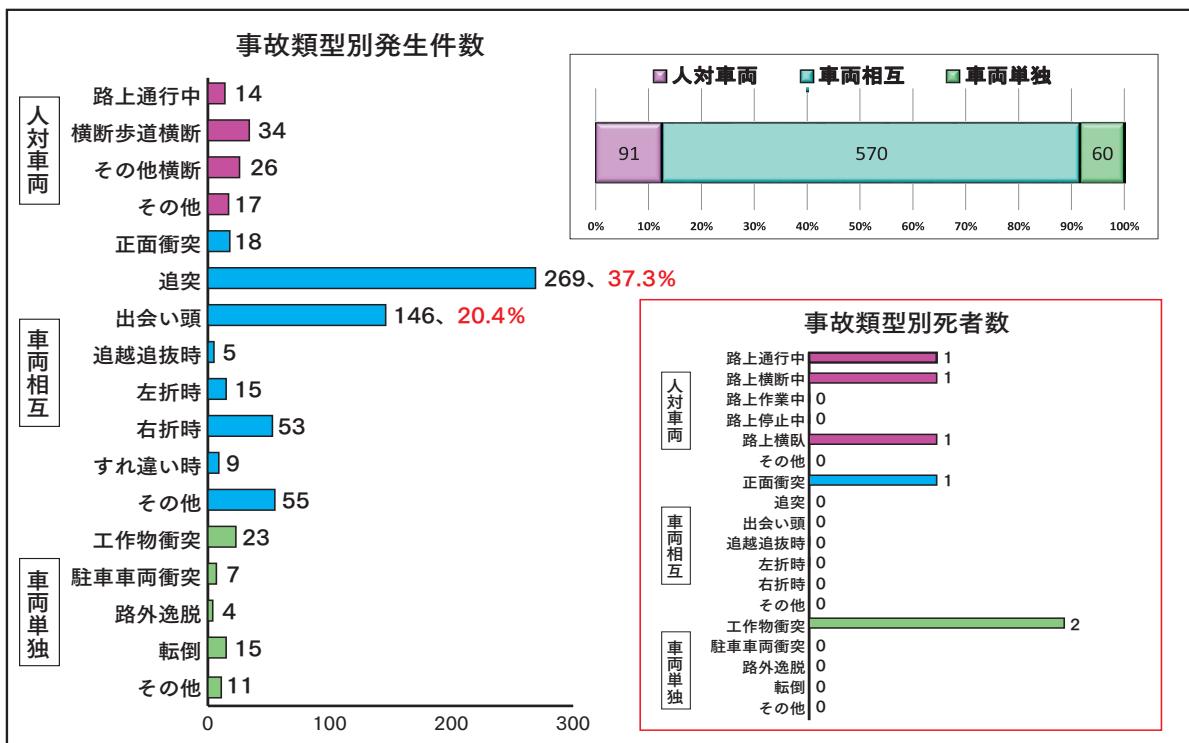
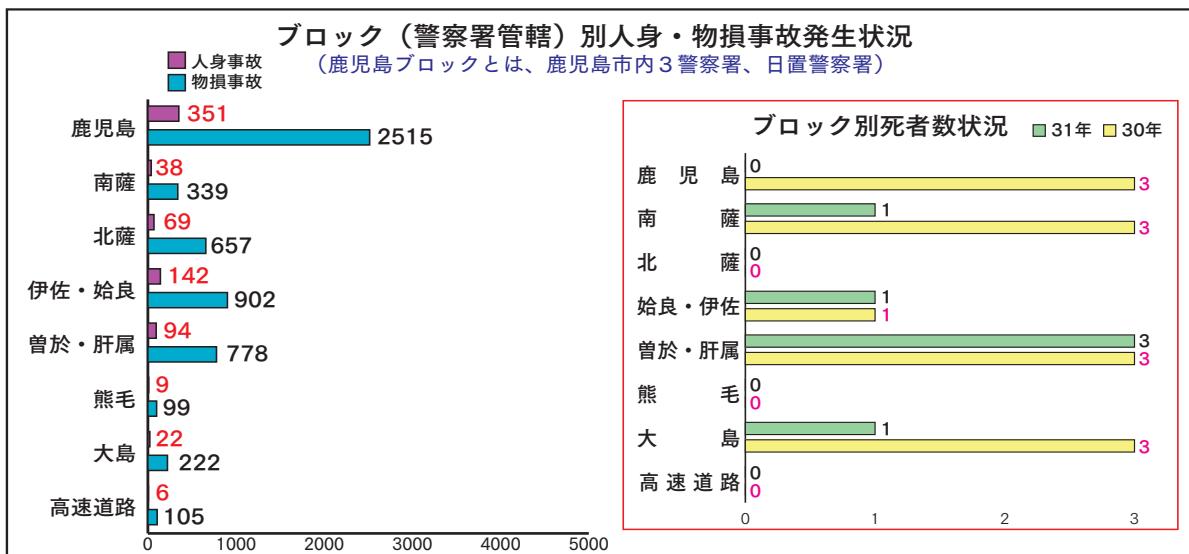
※発生件数、死者数、傷者数とも大幅に減少!

## 営業用貨物自動車の交通事故状況

	発生件数	死者数	傷者数
平成 31 年	13	1	16
平成 30 年	15	0	18
増 減	-2	+1	-2

※左折時に横断歩行者を轢く死亡事故が発生!

## 2 地域別・事故形態別の交通事故発生状況



## 軽油価格調査報告

(平成31年1月分 資料:全日本トラック協会)

### ●単純集計表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	104.37	93.46	100.88

### ●元売別集計表

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
J X 日 鉱 日 石	104.86	92.33	103.31
出 光	104.65	92.72	101.84
昭 和 シ ェ ル	104.44	93.38	98.87
エクソンモービル			
キ グ ナ ス			
コ ス モ	103.89	91.10	96.10
そ の 他	103.18	96.79	100.50

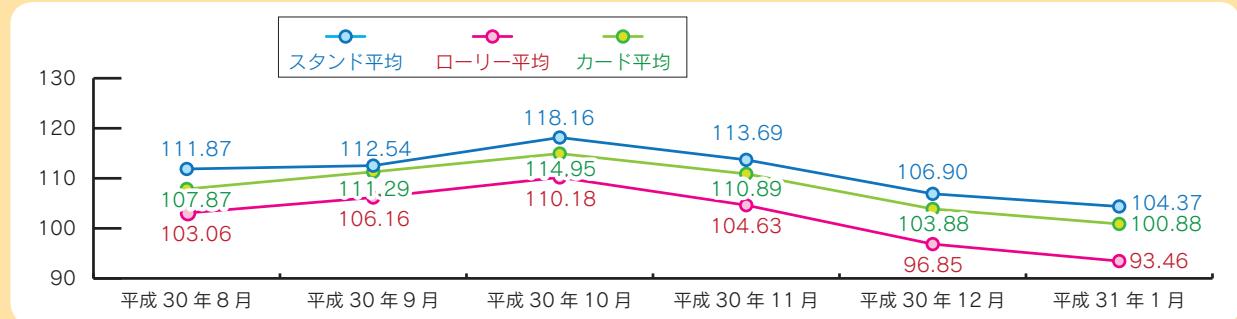
### ●月間購入量別集計表

月額購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	104.84	92.82	101.58
30~50キロリットル未満	103.31	96.17	93.10
50~100キロリットル未満	95.00	93.45	94.10
100キロリットル以上		91.93	95.80

### ●支払期限別集計表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	103.62	97.59	99.59
30~60日未満	105.02	92.69	101.56
60日以上	103.43	92.88	101.20

### ●軽油価格推移表



※上記価格には消費税が含まれておりません。

# 平成 31 年 3 月

## 協会の動き

- ◆ 3月1日（金）
  - ・新入学児童への交通安全教材贈呈（伊佐市教育委員会）
  - ・新入学児童への交通安全教材贈呈（枕崎市教育委員会）
  - ・新入学児童への交通安全教材贈呈（南さつま市教育委員会）
  - ・新入学児童への交通安全教材贈呈（南九州市教育委員会）
  - ・平成31年度助成事業等に係る実務担当者会議
  - ・全国適正化事業部（課）長業務連絡会議【西ブロック】
- ◆ 3月3日（日）
  - ・第2回運行管理者試験
- ◆ 3月4日（月）
  - ・新入学児童への交通安全教材贈呈（指宿市教育委員会）
  - ・新入学児童への交通安全教材贈呈（薩摩川内市教育委員会）
  - ・新入学児童への交通安全教材贈呈（さつま町教育委員会）
- ◆ 3月5日（火）
  - ・新入学児童への交通安全教材贈呈（神村学園・いちき串木野市教育委員会）
  - ・新入学児童への交通安全教材贈呈（大崎町教育委員会）
  - ・陸災防労働災害防止推進委員会
- ◆ 3月6日（水）
  - ・第3回労働災害防止団体等連絡協議会
  - ・大規模災害に備えた衛星携帯電話による通信訓練
  - ・第8回正副会長会
  - ・全ト協第12回経営改善・情報化委員会
  - ・荷主とトラック運送事業者のための長時間労働対策セミナー
  - ・第4回鹿児島・種子屋久支部役員会
  - ・重量部会労働安全セミナー
- ◆ 3月7日（木）
  - ・全ト協第179回理事会
  - ・第13回全国適正化事業実施機関本部長会議
  - ・全ト政連春季懇親パーティー
- ◆ 3月8日（金）
  - ・新入学児童への交通安全教材贈呈（霧島市教育委員会）
  - ・第2回女性部会定例会
  - ・第3回九州ブロック食料品部会
  - ・九州各県トラック協会食料品部会全体交流会
  - ・第4回霧島支部役員会
- ◆ 3月11日（月）
  - ・新入学児童への交通安全教材贈呈（志布志市教育委員会）
  - ・第2回飼料・畜産輸送部会定例会
  - ・交通死亡事故発生に伴う現場診断（姶良市）
- ◆ 3月12日（火）
  - ・第9回正副会長会及び第4回総務委員会合同会議
  - ・商工中金鹿児島支店懇親会
- ◆ 3月13日（水）
  - ・第24回適正化事業評議委員会
  - ・第2回タンク部会役員会
  - ・鹿児島県貨物自動車運送適正化事業連絡会議
  - ・適正化事業幹事会
- ◆ 3月14日（木）
  - ・九ト協第6回九州ブロック専務理事業務連絡会議
  - ・九ト協第3回理事会
- ◆ 3月15日（金）
  - ・第2回セメント部会定例会
  - ・全ト協輸送事業部関連（引越）会議
  - ・鹿児島県防災会議
- ◆ 3月16日（土）
  - ・第3回鹿児島南支部定例会及び労働安全セミナー
- ◆ 3月18日（月）
  - ・第2回鹿児島県交通渋滞対策協議会
  - ・新入学児童への交通安全教材贈呈（鹿児島市教育委員会）
- ◆ 3月19日（火）
  - ・全ト協セメント部会・生コンクリート輸送部会合同研修会
- ◆ 3月20日（水）
  - ・新たな外国人材受入れ制度説明会
  - ・陸災防第4回理事会
  - ・第5回理事会
  - ・新入学児童への交通安全教材贈呈（鹿児島県教育委員会）
  - ・第4回薩摩中央支部役員会
- ◆ 3月25日（月）
  - ・新入学児童への交通安全教材贈呈（姶良市教育委員会）

# 平成 31 年 4 月

## 協会の行事予定

- ◆ 4月 3 日（水）・第1回食料品部会役員会
- ◆ 4月 4 日（木）・第1回セフティ会役員会
- ◆ 4月 5 日（金）・貨物自動車運送事業安全性評価事業に係る事前説明会（西ブロック）（～6日）
  - 第1回薩摩南支部役員会
  - 鹿児島県総合防災訓練に係る第2回打合せ会
  - 燃料高騰特別対策委員会
  - 正副会長会・支部長・部会長合同会議
- ◆ 4月 9 日（火）・第1回霧島支部役員会
  - 第1回環境部会役員会
- ◆ 4月 10 日（水）・鹿児島県陸運関係自動車事故防止推進協議会代表者委員会
- ◆ 4月 11 日（木）・第1回セメント部会役員会
  - 全ト協全国専務理事業務連絡会議
  - 第1回薩摩北支部役員会
  - 第1回重量部会役員会
- ◆ 4月 12 日（金）・第1回薩摩中央支部定例会
  - 第1回飼料・畜産輸送部会役員会
- ◆ 4月 16 日（火）・新規採用職員研修（～19日）
- ◆ 4月 17 日（水）・第1回九州各県青年部会長会議
  - 九州地区運輸青年部連絡協議会第1回役員会
- ◆ 4月 18 日（木）・陸災防補助事業事務担当者事前調整会議
  - 全ト協重量部会「常任委員会」
  - 安全性評価事業説明会（鹿児島地区）
- ◆ 4月 19 日（金）・陸災防全国支部事務局長会議・事務担当者会議
  - 鹿児島県経営者協会定時総会
- ◆ 4月 20 日（土）・第1回薩摩北支部定例会
- ◆ 4月 22 日（月）・鹿児島県交通安全県民運動推進協議会常任委員会
  - 鹿児島県靈柩自動車協会定期総会
- ◆ 4月 23 日（火）・労働災害防止団体等代表者会議
  - 安全性評価事業説明会（大隅地区）
  - 労働災害防止団体等連絡協議会（第1回）
- ◆ 4月 24 日（水）・地球環境を守るかごしま県民運動推進会議幹事会
  - 安全性評価事業説明会（北薩地区）
  - 第1回タンク部会定例会

# 鹿児島県トラック協会年間行事予定表

行事予定だより（2019～2020年）

開催月	開催日	行事名	開催場所
2019年 <b>4月</b>	18日（木）	2019年度安全性評価事業（Gマーク）事前説明会	鹿児島県トラック研修センター
	23日（火）	2019年度安全性評価事業（Gマーク）事前説明会	大隅地区研修センター
	24日（水）	2019年度安全性評価事業（Gマーク）事前説明会	北薩地区研修センター
<b>5月</b>	13日（月）	第26回高齢者ふれあいトラック交通安全教室	指宿中央自動車学校
<b>6月</b>	12日（水）	平成31年度定時社員総会	鹿児島サンロイヤルホテル
	21日（金）	交通労働災害防止担当管理者等研修会	鹿児島県トラック研修センター
	26日（水）	交通労働災害防止担当管理者等研修会	大隅地区研修センター
<b>7月</b>	7日（日）	第37回トラックドライバー・コンテスト鹿児島県大会	鹿児島県トラック研修センター
	21日（日）	第34回フォークリフト運転競技鹿児島県大会	マジオワークライセンススクール鹿児島校
<b>8月</b>			
<b>9月</b>	20日（金）	追突事故防止マニュアル活用セミナー	鹿児島県トラック研修センター
	21日（土）	追突事故防止マニュアル活用セミナー	大隅地区研修センター
	未定	引越基本講習・引越管理者講習	未定
<b>10月</b>	2日（水）	第24回全国トラック運送事業者大会	幕張メッセ（千葉県）
	26日（土）～28日（月）	第51回全国トラックドライバー・コンテスト大会	安全運転中央研修所（茨城県）
	上旬～中旬	「トラックの日」フェスティバル2019	未定
<b>11月</b>	9日（土）	第15回ベストエコドライブ・コンテスト	運転技能向上センター
	14日（木）	過労死等防止・健康起因事故防止セミナー	北薩地区研修センター
	15日（金）	過労死等防止・健康起因事故防止セミナー	鹿児島県トラック研修センター
	未定	平成32年度申請に向けた説明会（安全性評価事業説明会）	鹿児島、北薩、大隅
<b>12月</b>			
<b>2020年 1月</b>	未定	県ト協主催時事講演会（1～2月）	未定
<b>2月</b>	未定	リーダー研修会	鹿児島県トラック研修センター
<b>3月</b>			



## 平成31年度「安全衛生標語」募集のご案内

当協会では、本年度も、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを呼びかける「安全衛生標語」を募集します。

入選作品は2019年11月7日（木）第55回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会において顕彰するとともに、広報紙「陸運と安全衛生」で公表します。

また、当協会の安全ポスターのスローガンに用いる他、企業・事業場で広く活用します。多くの皆様のご応募をお願いします。

### 主催

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

### 標語のテーマ

次の3部門について、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを、具体的かつ簡明な表現で、呼びかけるもの

- (1) 「荷役」部門…………荷役作業における労働災害の防止を呼びかけるもの
- (2) 「交通」部門…………交通労働災害の防止を呼びかけるもの
- (3) 「健康」部門…………健康の確保・増進を呼びかけるもの

### 応募の資格

次のいずれかに該当する方（家族の方を含みます。）

- (1) 当協会の会員事業場の役員・従業員である方
- (2) 当協会の労働災害防止活動にご理解・ご支援をいただいている企業、団体、事業場等の役員・従業員である方
- (3) 当協会支部の役職員の方

### 応募の方法

- (1) 作品は、自作で、未発表のものに限ります。  
1部門の作品数は、お一人につき、3点以内としてください。
- (2) 応募用紙は、当協会のホームページからダウンロードできます。応募用紙は、「個人用」と「事業場一括応募用」の2種類があります。複数の人で応募される場合には、「事業場一括応募用」の用紙を用いてください。

### 募集の締切

平成31年4月30日（火）（消印有効）

◆応募・お問合せ◆ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
TEL:03-3455-3857 FAX:03-34537561  
E-mail:[h31hyougo@rikusai.or.jp](mailto:h31hyougo@rikusai.or.jp)

詳細は、陸災防協会ホームページをご確認ください。

平成31年度「安全衛生標語」募集のご案内

検索

# 厚生労働省冊子「重大な労働災害を防ぐためには」のご案内

荷役災害等における安全対策の適切な実施のため、厚生労働省と独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所において作成されました。災害パターン別の労働災害防止対策について掲載されています。

労働安全衛生総合研究所ホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。

## 陸上貨物運送事業における 重大な労働災害 を防ぐためには

### 荷役作業時の死亡災害にみる 災害パターン別の主な原因と対策

労働災害は長期的には減少傾向にあります。しかし、陸上貨物運送事業における労働災害は引き続き多く発生しています。従業員が安全に、そして安心して仕事を行うために、運送事業者と労主企業が協力し、徹底して労働災害防止に取り組む必要があります。

本冊子では、陸上貨物運送事業における労働災害について、平成25年に死亡災害に至った実際の事例を紹介するとともに、災害パターン別の労働災害防止対策について紹介しています。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署  
独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所

原因	割合
墜落・転落	21.1%
背崩れ	16.9%
フォークリフト使用時	17.5%
車両運転	15.6%
他人暴行	9.3%
その他	21.1%

## 1 トラック・荷台等からの 墜落・転落による 死亡災害

陸上貨物運送事業における労働災害の中でも多かったのが「トラック・荷台等からの墜落・転落」です。このパターンの災害事例を分析すると、67%が「保護帽未着用」でした。そのうちの多くが「高さが2m未溝」の地点からの転落であり、もし保護帽を着用していたら死傷に至らなかつた可能性があります。

### 事例 1 足を滑らせてリアバンパーから転落（死亡災害）

被災者はローリングストップに荷物を積んでいました。運送先の手前にある駐車場で荷台シート内にある荷物の整理ながら、荷台からトラックのリヤバンパーに足をかけ、後ろ向きで降りようとしたところ、足を滑らせてしまい、約8cmの高さから転落し、頭部を強打しました。なお、同被災者は保護帽を着用していましたでした。

### 事例 2 テールゲートリフターから転落（死亡災害）

被災者はテールゲートリフターに乗り、工具用箱200kgが入ったドラム缶1台を荷台から荷おろしする作業をていました。被災者は何とかの理由でテールゲートリフターからトラック後方に転落しました（転落高110cm）。なお、同被災者は保護帽を着用していましたでした。

## 2 トラック・荷台等での 荷崩れによる 死亡災害

「トラック・荷台等での荷崩れ」による死亡災害事例を分析すると、「積みおろし時における被災」がこれら事例の半数以上を占めており、荷物の固定・捆绑が不適切だった例が多く見られました。通常、積みおろし担当者は積付け時の状況が分からなくないため、積みおろし時の危険性の確認に努めます。その結果災害に至ってしまうケースがあります。

### 事例 1 固定ベルトを外した途端に 多くの角材が落下（死亡災害）

被災者は、トラック（ウイング車）の積荷である角材180本の束の積み付け状況を点検していました。角材はラッピングベルトで固定されていたものの、点検のためベルトを緩めたところ、角材の束の崩壊によって、被災者は角材になりました。なお、同被災者は保護帽を着用していましたでした。

### 事例 2 ドラム缶とともに転落。 ドラム缶が被災者に直撃（死亡災害）

被災者は、積載されているドラム缶を、トレーラーコンテナの奥からフォークリフトのあるトラック荷台前面に搬入させる作業をしていましたが、コンテナから出たヘッドマウントともに並んで、ドラム缶が被災者に直撃しました。なお、コンテナ内部の底面には荷物が残っており、非常に滑りやすい状態でした。

### ▶労働災害を防ぐためのポイント!

#### 対策

フォークリフトのオペレーターやその周囲の作業者は、定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう

注意!  
フォークリフ트は、荷物を積み下ろした者等が通行できます。  
運送会社・運送業者・運送業者連絡会議室  
運送会社・運送業者連絡会議室

操作規則  
荷物を積み下ろした者等が通行できます。

ひとことアドバイス  
禁止されている行動を取ってしまうことで、災害に繋がるケースが多くなっています。自分や周りの作業者を守るために、各事業場で定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう。

#### オペレーターの注意事項

- 周囲の安全を確かめながら運転操作を行いましょう。特に、フォークリフトがある時には必ず上昇・下降、旋回などをしないようにしましょう。
- フォークリフトの用途外使用をしないようにしましょう。
- フォークリフトの操作に慣れていない場合は、一定期間は指導者の指導の下で作業を行なうようにしましょう。

#### 周囲の作業者の注意事項

- 自分の周囲に注意を払いながら作業を行なうようにしましょう。
- 接触事故を防ぐために、歩行者立入禁止エリア（フォークリフト進行エリア）に立ち入らないようにしましょう。

その他、事業者・作業者は次のようないくつかの対策を講じましょう

- 作業手順書を作成しておこう
- 複数の作業者で荷物作業を行う場合は、作業指揮者を配置しましょう
- フォークリフトに係る安全研修会を実施しましょう

自分自身の周囲に注意を払いながら作業を行なうようにしましょう。

接觸事故を防ぐために、歩行者立入禁止エリア（フォークリフト進行エリア）に立ち入らないようにしましょう。

Land Transportation Safety & Health Association

65



## 平成30年度第4回陸災防鹿児島県支部理事会

日 時：平成 31 年 3 月 20 日（水）  
場 所：鹿児島県トラック研修センター  
参加者：6 名

理事 5 名、監事 1 名が出席し、下記事項について協議・報告しました。

### （協議事項）

- ・平成 30 年度補正予算（案）について
- ・平成 31 年度事業計画（案）について
- ・平成 31 年度収支予算（案）について
- ・第 34 回フォークリフト運転競技鹿児島県大会実施要綱（案）について
- ・労働災害防止推進委員の委嘱について

上記事項は全て、出席理事全員一致で承認されました。



## 労働災害防止推進委員会

日 時：平成 31 年 3 月 5 日（火）  
場 所：鹿児島県トラック研修センター  
参加者：6 名

委員 6 名が出席し、下記事項について協議・報告しました。

### （協議事項）

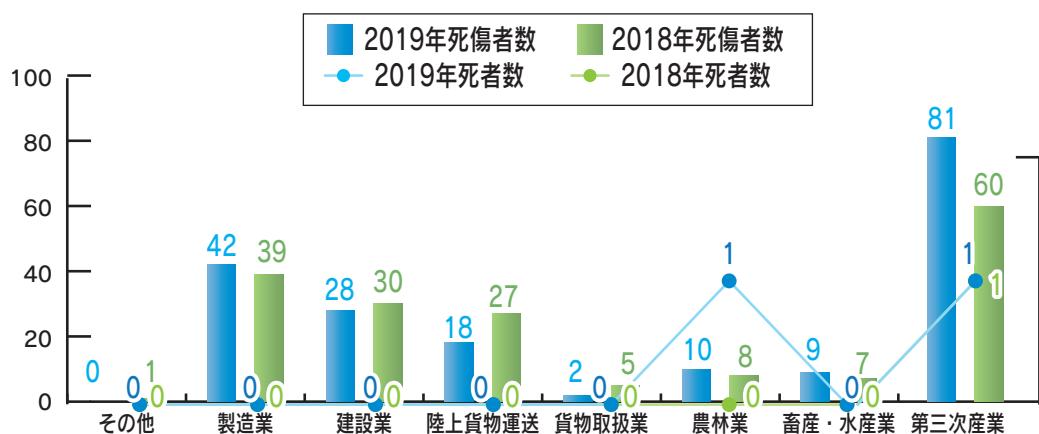
- ・平成 31 年度事業計画（案）について
- ・平成 31 年度収支予算（案）について
- ・委員の再任について

上記事項について協議し、次回理事会に提出することとなりました。



## 鹿児島県内における労働災害の発生状況

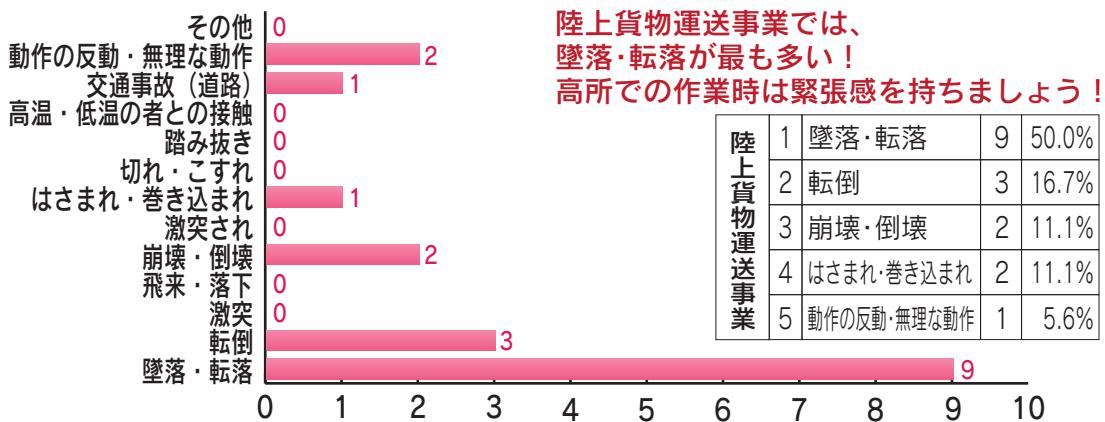
### 県内業種別死傷災害発生状況（2019年2月分）



### 陸上貨物運送事業月別死傷災害発生状況（2019年2月分）



### 県内の死傷災害形態別発生状況（2019年累計）



# Community Plaza

コミュニティ広場  
[みんなのお知らせ掲示板]



## 自慢したい ペットのご紹介

株式会社川路建設（大隅北支部）さんのペットをご紹介します。会社の癒し担当である「にゃん太」（雄）は、2年半前には迷い猫の子猫でした。

来た時から人懐っこく何より車が大好きな猫で、「にゃん太」と名付けられました。真っ黒な体に、胸元のワンポイントの白が可愛い「にゃん太」。車のドアが開いていると、すぐに飛び乗って来ます。写真のとおり、大型車両のステップもぴょんぴょんと自分で登り、くつろいでいてご満悦の様子（笑）

今では、疲れて帰って来たドライバーさんの癒しとして、みんなからかわいがられています。



株式会社川路建設さんの癒し担当  
「にゃん太」のご紹介でした。



COMMUNITY PLAZA編集部

家族のネタや  
自慢したいペットなど  
写真付きでどしどし  
お送り下さい。

送り先

E-mail アドレス [kentora@kta.jp](mailto:kentora@kta.jp)まで  
住所・営業所名・氏名（ベンネーム可）



# 土曜日業務の変更のお知らせ

平成31年4月1日より県ト協事務局の土曜業務日が変更となりますのでお知らせします。

毎週土曜日（祝日・休日を除く）業務 8時30分～17時30分



第1, 第3土曜日（祝日・休日を除く）業務 8時30分～17時30分

※第2, 第4, 第5の土曜日は休業日となります。

- ・NASVAの適性診断は、従来どおり第1, 第3土曜日に受診できます。
- ・研修センターの利用は、全ての土曜日（祝日・休日を含む）で可能ですが、第1, 第3土曜日の優先利用をお願いします。

2019年4月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

2019年5月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2019年6月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

2019年7月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2019年8月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2019年9月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

2019年10月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2019年11月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

2019年12月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2020年1月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2020年2月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

2020年3月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

●ご回覧をお願いします。




～協会からのメッセージ～

船は港、列車は駅、飛行機も空港という「場所」に運ぶことはできるでしょう。しかしトラックは、「ひと」に届ける事ができる、唯一の存在なのです。運ぶことと届けることは、似ているようで少しちがう。あなたという人に届けるために困難を乗り越えてがんばっている。それがトラックです。

---

発 行／公益社団法人 鹿児島県トラック協会

鹿児島市谷山港二丁目4-15

〒891-0131

**☎099-261-1167**

U R L ／ <http://www.kta.jp>

E-mail ／ [kentora@kta.jp](mailto:kentora@kta.jp)

印 刷／渕上印刷株式会社

---